

第40回福島地方労働審議会 資料

令和5年度福島労働局行政運営方針

最重点施策及び重点施策の取組状況について

令和6年3月14日



福島労働局

目次

○労働行政の最重点施策

- 1 新型コロナウイルス感染症の雇用への影響
と現下の経済状況を踏まえた施策の推進 …… 1
- 2 魅力ある職場づくりの推進 ……15
- 3 東日本大震災からの復興支援 ……34

○労働行政の重点施策

- 1 労働基準担当部署の重点施策 ……47
- 2 職業安定担当部署の重点施策 ……56
- 3 雇用環境・均等担当部署の重点施策 ……88
- 4 労働保険適用徴収担当部署の重点施策 ……91

労働行政の最重点施策

1 新型コロナウイルス感染症の雇用への影響と現下の経済状況を踏まえた施策の推進

(1) 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等

ア 最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援

- ・ 労働局長が県内の主要経済団体等の会長等を直接訪問し、「賃金引上げの必要性・各種支援策の周知」及び「同一労働同一賃金の遵守の徹底」について、傘下企業への働きかけ等を要請した(4月・5月 19件)。
- ・ 労働局長が福島県商工労働部長と面会して、県内各企業への「賃金引上げに向けた各種支援策の周知」及び「同一労働同一賃金の遵守に向けた働きかけ」について、要請した(4月)。
- ・ 雇用対策協定を締結している県内10市(福島市、郡山市、いわき市、会津若松市、二本松市、伊達市、本宮市、須賀川市、白河市、南相馬市)に対し、地域企業への「賃金引上げに向けた各種支援策の周知」と「同一労働同一賃金の遵守に向けた働きかけ」について、文書にて依頼した(4月・5月)。
- ・ 県内で開催した新規学卒求人受理説明会に出席した事業者に対し、賃金引上げの検討の働きかけを行うとともに、各種支援策の紹介を行った(4月・5月 1,085社)。
- ・ 福島労働局HPに賃金引上げ特設ページのリンクを貼り、労働局及び各労働基準監督署の幹部が出席する各種団体の会合や集団指導時にその案内を行うとともに、引上げに向けた各種支援策等についての周知を図っている(通年)。
- ・ 各労働基準監督署で実施する定期監督等において、福島労働局HPの賃金引上げ特設ページの案内を行うとともに、同地域における同種労働者の賃金額等参考となるような資料を持参して賃金引上げの検討の働きかけの要請を行っている(通年)。

労働行政の最重点施策

1 新型コロナウイルス感染症の雇用への影響と現下の経済状況を踏まえた施策の推進

(1) 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等

ア 最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援

(前項から続く)

- 最低賃金・賃金を引き上げるためには、中小企業事業者の生産性向上が不可欠であることから、事業場内最低賃金を上げるとともに、生産性向上に資する設備投資を行った場合に費用の一部を助成する「業務改善助成金」の活用を広く促すため、ラジオCMを活用し、今回改正された福島県最低賃金額(10/1発効)の広報と併せ、県内全域の事業主に対して周知強化を図った(ふくしまFM。8月24日～9月18日までの26日間、朝夕2回7:00～9:00、17:00～19:00 土日祝含む毎日放送)。

○ 令和5年度 通常コース申請件数 286件(1月末現在 前年同期85件)

令和5年度業務改善助成金のご案内

業務改善助成金とは?
 業務改善助成金は、事業場内で働く従業員(事業場内最低賃金)を引上げ、生産性向上に資する設備投資を行った場合に、その費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の引き上げ計画 + **設備投資等の計画** (日本企業と事業者の負担) = **業務改善助成金を支給** (最大600万円)

対象事業者・申請の単位など
 ・ 中小企業・小規模事業者であること
 ・ 事業場内最低賃金と労働時間調整金の両方が適用可能な事業場内であること
 ・ 労働時間調整金の適用が可能な事業場内であること
 ・ 労働時間調整金の適用が可能な事業場内であること

対象となる設備投資など
 助成対象となる設備投資は、生産性向上に資する設備投資が対象となります。また、一部の事業場については、助成対象となる設備が拡充されます。(詳しくは中欄へ)

助成金額の計算方法
 助成される金額は、生産性向上に資する設備投資を行った費用に一定の助成率をかけた額と、助成上限額とを比較し、いずれか少ない金額となります。

例：事業場内最低賃金引き上げ計画
 50万円 (≒100万円×1/2) + 設備投資額
 50万円 (≒100万円×1/2) + 設備投資額
 助成率50%の設備投資額50万円
 ⇒ 450万円が助成されます。

8月31日から拡充

業務改善助成金の制度が拡充されます!
 対象事業場拡大、助成率区分見直し、賃金引上げ後の申請が可能に

業務改善助成金とは?
 事業場内最低賃金を引上げ、設備投資を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

拡充のポイント

1. 対象事業者の拡大
 中小企業・小規模事業者(従業員数100人以下)も対象となる。300万円以内の設備投資。
2. 賃金引き上げ後の申請
 賃金引き上げ後の申請も可能。(設備投資計画の届出時)
3. 助成率区分の見直し
 賃金引き上げ後の申請は、助成率4/5(80%)となる。

賃金引き上げ後の申請	9/1以前	9/1以降
設備投資額	870万円未満	9/10
設備投資額	870万円以上 920万円未満	4/5 (80%)
設備投資額	920万円以上	3/4 (75%)

助成金支給までの流れ
 交付申請書・事業計画書(設備投資計画)を作成 → 申請 → 交付決定 → 交付金受領書を作成 → 交付

- 改正された福島県最低賃金額(10/1発効)及び8/31から拡充された業務改善助成金の活用について、労働局幹部が最低賃金発効前に主要経済団体を直接訪問する等、改正される福島県最低賃金に併せ業務改善助成金の活用について傘下企業への周知等を依頼した(9月20件)

労働行政の最重点施策

1 新型コロナウイルス感染症の雇用への影響と現下の経済状況を踏まえた施策の推進

(1) 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等

ア 最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援

(前項から続く)

- ・ 県内の賃金引上げ機運の醸成を図るため、2月5日(月)に局主催による地方版政労使会議「福島県魅力ある職場づくり推進協議会」の「特別開催」を実施、行政及び労使団体の代表が参集し、行政から賃上げ及び価格転嫁にかかる支援策等の説明を行うとともに、各労使団体からそれぞれの現状及び対応策について発表し意見交換を行った。

《構成機関》

- 日本労働組合総連合会福島県連合会
- 福島県経営者協会連合会
- 福島県商工会議所連合会
- 福島県商工会連合会
- 福島県中小企業団体中央会
- 福島県銀行協会
- 福島県信用金庫組合
- 福島県
- 経済産業省東北経済産業局
- 福島労働局



令和6年2月5日 福島県魅力ある職場づくり推進協議会(特別開催)

労働行政の最重点施策

1 新型コロナウイルス感染症の雇用への影響と現下の経済状況を踏まえた施策の推進

(1) 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等

ア 最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援

イ 最低賃金制度の適切な運営

特定最低賃金	発効日	金額
製造業小売業 <small>(労働者派遣会社(労働者派遣会社)を除く)</small>	令和5年12月2日発効	960円
非営利施設業	令和5年12月20日発効	945円
福祉介護福祉員施設業	令和5年12月20日発効	954円
計量師・測定師・分析検査・試験機・調整 検査器具・理化学検査器具・特許・特許品 製造業	令和5年12月20日発効	928円
電子部品・サービス・電子部品・電気機械器具 情報通信機械器具製造業	令和5年10月1日から	900円

900円
時間額 令和5年10月1日発効
パートやアルバイトにも適用されます。

福島労働局

高賃金・高雇用法 賃金改善助成金 検索

福島労働局

024-435-4604

(前項から続く)

- 改正された福島県最低賃金額(10/1発効)及び業務改善助成金の活用について、県、市町村、事業者団体、労働団体、金融機関等へ周知・広報の協力依頼を実施した(9月)。
○計 1,758件

- 改正された福島県特定最低賃金額(12/2以降順次発効)及び業務改善助成金の活用について、県、市町村、事業者団体、労働団体等へ周知・広報の協力依頼を実施した(12月)。
○計 1,119件

(ア) 最低賃金の改正決定

- 福島県最低賃金の改正について、7月4日に福島地方最低賃金審議会に諮問を行い、8月7日に同審議会から、福島県最低賃金858円(時間額)を42円引き上げ900円に改正すべきとの答申があり、それを踏まえて改正決定し、10月1日から発効させた。

- 福島県特定最低賃金の改正の必要性について、8月1日に福島地方最低賃金審議会に諮問を行い、8月23日及び10月10日に同審議会から電子部品等製造業を除く4業種について改正の必要性ありとの答申があり、4業種に係る特定最低賃金の改正について諮問し、各専門部会の審議・答申を得て改正決定し、12月2日以降、順次発効させた。

労働行政の最重点施策

1 新型コロナウイルス感染症の雇用への影響と現下の経済状況を踏まえた施策の推進

(1) 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等

イ 最低賃金制度の適切な運営

(前項から続く)

(イ) 改正額及び支援策の周知

a 福島県最低賃金について

- ・ 改正された福島県最低賃金額及び最低賃金を引上げやすい環境整備のための支援策である「業務改善助成金」の活用について、ふくしまFMを利用し、ラジオCM広報した(8月24日～9月18日までの毎日、朝夕の通勤時間帯)(再掲)。
- ・ 改正された福島県最低賃金額及び8/31から拡充された業務改善助成金の活用について、労働局幹部が最低賃金発効前に主要経済団体を直接訪問する等、改正される福島県最低賃金に併せ業務改善助成金の活用について傘下企業への周知等を依頼した(9月20件)(再掲)。
- ・ 改正された福島県最低賃金額及び業務改善助成金の活用について、県、市町村、事業者団体、労働団体、金融機関等へ周知・広報の協力依頼を実施した(9月)(再掲)。
○ 計 1,758件
- ・ 改正される最低賃金額について、官報公示日(9/1)にプレスリリースを行った。

b 福島県特定最低賃金について

- 改正された福島県特定最低賃金額(12/2以降順次発効)及び業務改善助成金の活用について、県、市町村、事業者団体、労働団体等へ周知・広報の協力依頼を実施した(12月)(再掲)。
○ 計 1,119件

(ウ)最低賃金の履行確保に向けた監督指導等の実施

- ・ 最低賃金の履行確保上問題があると考えられる業種等を重点とした監督指導を実施し、最低賃金法違反が認められる事業場に対して是正に向けた指導を行った。
○ 監督指導実施件数 462件(1月～12月)
- ・ 県内の商工団体等に対し、傘下企業への周知を依頼した(5年3月 福島労働局メール マガジン)。

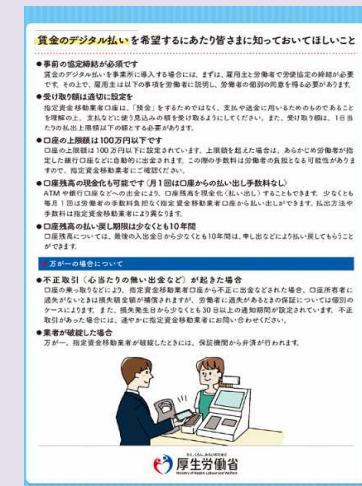
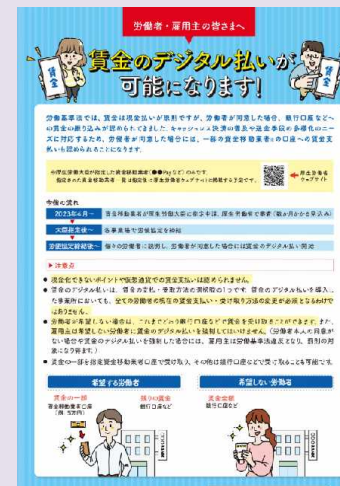
労働行政の最重点施策

1 新型コロナウイルス感染症の雇用への影響と現下の経済状況を踏まえた施策の推進

(1) 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等

ウ 「資金移動業者の口座への賃金支払」に関する周知及び指導について

- ・ 労働局及び各労働基準監督署の幹部が出席する各種団体の会合や集団指導時に、制度について説明したリーフレットを配布し、周知を図っている。
- ・ 福島県労働基準協会広報誌(4月号)に周知のための掲載依頼をし、掲載により周知を図った。



労働行政の最重点施策

1 新型コロナウイルス感染症の雇用への影響と現下の経済状況を踏まえた施策の推進

(2) 個人の主体的なキャリア形成の促進

ア 地域ニーズを踏まえた公的職業訓練(ハロートレーニング)の実施

【第1回福島県職業能力開発促進協議会】



(ア) 地域のニーズを踏まえた訓練計画に基づく訓練コースの設定
【令和5年度の公的訓練計画】

○ 離職者訓練	3,458人	内訳	委託訓練	1,500人
○ 在職者訓練	2,881人		施設内訓練	760人
○ 学卒者訓練	210人		求職者支援訓練	1,198人
○ 障害者等訓練	77人			

【令和5年度実績(令和5年12月31日現在)】

	受講者数(人)		対前年度同期比
	令和5年4月～12月	令和4年4月～12月	
委託訓練	888	1,095	▲ 18.9%
施設内訓練	412	416	▲ 1.0%
求職者支援訓練	413	397	4.0%
在職者訓練(県)	675	746	▲ 9.5%
在職者訓練(機構)	1,348	1,213	11.1%
学卒者訓練	276	279	▲ 1.1%
障がい者訓練	56	49	14.3%

来年度(令和6年度)の「福島県地域職業訓練計画」については、令和5年度第1回福島県職業能力開発促進協議会(令和5年11月1日開催)において承認を受けた「地域職業訓練計画策定方針」に基づき、本年度の職業訓練実施状況の分析やワーキンググループによるヒアリング結果の効果検証等を踏まえるとともに、地域のニーズを反映した計画の策定をすすめ、令和6年2月29日開催の第2回福島県地域職業能力開発促進協議会で協議のうえ承認を受けた。

労働行政の最重点施策

1 新型コロナウイルス感染症の雇用への影響と現下の経済状況を踏まえた施策の推進

(2) 個人の主体的なキャリア形成の促進

ア 地域ニーズを踏まえた公的職業訓練(ハロートレーニング)の実施

イ 関係機関と連携したキャリア形成及び学び・学び直しの支援



(イ) 福島県及び高齢・障害・求職者雇用支援機構福島支部との連携
 福島県地域職業能力開発促進協議会ワーキンググループ会議を開催し、訓練の効果検証ヒアリング結果の分析及び訓練実績等の共有を行い、効果的な訓練実施に向け連携を図った。(令和5年6月8日、令和5年9月27日、令和6年1月15日開催)

連携を図っているキャリア形成・学び直し支援センターは、厚生労働省委託事業として創設・運営しており、キャリア形成や学び直しの必要性を感じている労働者に対して、ジョブ・カードを活用してキャリアコンサルティングの機会を提供するとともに、働く人が自立的・主体的に職業に関する学び・学び直しを行うことができるように、関係機関とも連携し、労働者等のキャリア形成・学び直しを総合的に支援している。

令和5年度は、厚生労働本省(委託者)と(株)パソナ(受託者)との間で委託契約が交わされ、全国の各都道府県に拠点(47か所)が設置されている。福島県内は郡山市に拠点を設置し、事業を運営している。

(ア) 福島キャリア形成・学び直し支援センターとの打合せ会議の開催(5月18日開催)
 本年度の事業推進に向けて、県内での支援内容やスケジュール等の説明を受け、ハローワークを含めた連携の在り方等について、意見交換等を行った。

(イ) キャリア形成・学び直し支援事業推進のための取組
 福島労働局、ハローワーク、福島キャリア形成・学び直し支援センターとの連携による取組を実施した。ハローワーク所内でのリーフレット等を活用した周知・広報以外の主な取組は、以下のとおりである。

a 福島キャリア形成・学び直し支援センターとの共催によるセミナーの開催
 ハローワーク会津若松との共催により、「ジョブ・カードを活用した自分らしい就活応援セミナー」を月1回開催した。セミナー内容は、ジョブ・カードの周知、活用支援と個別のキャリアコンサルティングの2部構成とした。

また、ハローワークいわきにおいても、同様に令和6年1月より月1回の割合で開催することとした。

労働行政の最重点施策

1 新型コロナウイルス感染症の雇用への影響と現下の経済状況を踏まえた施策の推進

(2) 個人の主体的なキャリア形成の促進

イ 関係機関と連携したキャリア形成及び学び・学び直しの支援

ウ デジタル分野における新たなスキルの習得による円滑な再就職支援

(前項から続く)

- b ジョブ・カード担当者会議の開催(令和5年9月12日、令和6年1月31日開催)
福島労働局、ハローワーク、福島キャリア形成・学び直し支援センターの出席により開催した。会議では、労働局からのジョブ・カード事業の推進に向けた説明や各機関の取組状況等の情報共有のほか、意見交換等を行い、さらなる支援の推進を図った。
- c 労働局・ハローワーク主催イベントでの周知
企業説明会や就職面接会等開催時に、福島キャリア形成・学び直し支援センター制度普及推進員が参加し、参加企業等へのリーフレット配付や説明による周知に取り組んだ。

デジタル分野の訓練コースの拡充に向け、福島県及び高齢・障害・求職者雇用支援機構福島支部と連携し、県内及び隣県において訓練実施機関の開拓に取り組んだ。
また、設定したデジタル分野訓練コースへの受講勧奨のために、ハローワーク内での取組のほか様々な媒体を活用した周知広報に取り組んだ。

さらに、受講前・受講中からの担当者制等による個別・伴走型支援により、受講修了者のデジタル分野への就職支援に取り組んだ。

(ア) デジタル分野訓練の実績について

- a 対象訓練コース設定状況(令和5年度設定分)
19コース(対前年度比 +5コース増)
- b 対象者訓練コースへの受講申込者数(令和5年度設定分)
299名(対前年度比 +78名増)

(イ) 受講勧奨のための取組状況

- a 福島労働局ホームページへの掲載
ハロートレーニング(人材育成関係)情報として、県内での開講予定職業訓練コース(訓練内容・期間、募集期間等)及び求職者支援制度を含む各種職業訓練関係情報を掲載し、日々最新のものに更新のうえ幅広く周知を図った。

労働行政の最重点施策

1 新型コロナウイルス感染症の雇用への影響と現下の経済状況を踏まえた施策の推進

(2) 個人の主体的なキャリア形成の促進

ウ デジタル分野における新たなスキルの習得による円滑な再就職支援

【職業訓練(ハロートレーニング)出張相談会】



《南相馬会場 イオンスーパーセンター南相馬店》



《福島会場 ダイユーエイトMAX福島店》

(前項から続く)

- b 福島労働局職業安定部SNSを活用した周知
労働局職業安定部で運営しているX(旧ツイッター)を活用し、日頃ハローワークを利用しない方も含めて職業訓練各種情報の周知を行った。
○ 職業訓練関係のツイート回数 85回 (令和5年4月～令和6年1月)
- c 訓練説明会・セミナーの開催
ハローワーク主催による職業訓練説明会やセミナーを開催し、求職者支援制度及び開講予定職業訓練コース情報等の周知を図った。
○ 開催回数 316回(令和6年1月末時点)
- d 地域住民の生活圏に密着した周知
地方公共団体や企業との連携のうえ、回覧板や地域FM放送の活用、公共施設・道の駅・スーパー・コンビニ等へのリーフレット配架等により周知を図った。
また、大型商業施設等での職業訓練出張相談会を開催し、日頃ハローワークを利用していない方等を対象とした周知を行った。
○ 職業訓練出張相談会開催状況
11会場(延べ20日間)開催

ハロトレスケジュール
～ハロートレーニング(無料の公的職業訓練)スケジュール～

受講料無料
(学費も自己負担)

就職をサポート

スキルアップしませんか!!

ハロトレ

～早期就職に向けてハローワークがサポートします～

ハロートレーニングに関するご相談・お申込は
お住まいの管轄ハローワーク訓練窓口まで!!

県内の訓練は
こちらからも
ご覧いただけます

ハロトレ 検索

ハロートレーニングの詳細は特設サイトへアクセス!

厚生労働省 福島労働局訓練課・ハローワーク

労働行政の最重点施策

1 新型コロナウイルス感染症の雇用への影響と現下の経済状況を踏まえた施策の推進

(2) 個人の主体的なキャリア形成の促進

エ 雇用維持及び在籍型出向等の取組の支援

雇用調整助成金を利用する事業主のみさまへ

令和5年7月1日以降の雇用調整助成金について

判定基礎期間の初日が令和5年7月1日以降の申請について、雇用調整助成金の取扱いは次のとおりとなります。

1. 計画届の事前提出が必要となります。

令和5年7月1日以降が判定基礎期間の初日である申請については、従前（コロナ前）のとおり、各支給対象期間における**休業等実施の初日の前日までに**休業等実施計画届の提出が必要となります。（提出先の労働局若しくはハローワークへ必要。）

【支給対象期間（*）ごとに計画届と支給申請を行う】
*支給対象期間は、1つの判定基礎期間、又は連続する2つないしは3つの判定基礎期間のいずれかを事業主が毎回の届出ごとに選択することが可能です。

雇用調整の計画：雇用調整（休業等）の具体的な内容を検討し計画をたてます。労働局へ提出します。

計画届：雇用調整の計画の内容について計画届を労働局へ提出します。

雇用調整の実施：計画届に基づいて雇用調整を実施します。支給申請をします。

支給申請：雇用調整の実績に基づいて支給申請を労働局へ提出します。

労働局における審査・支給決定：支給申請の内容について労働局で審査と支給決定が行われます。

支給額の振込：支給決定された額が振込まれます。

※事前に計画届の提出のなかった休業等については、本助成金の支給対象になりません。
※初回提出の場合、計画届はなるべく休業等実施の2週間前までに提出をお願いいたします。
※休業等の予定が計画届の内容から変更になった場合について、休業日が増えた場合は休業実施日前までに事前に変更届を提出してください。計画の範囲内で休業日が減少した場合、変更届は必要ありません。なお、教育訓練の場合は増減にかかわらず変更届の提出が必要です。

2. 残業相殺を行います。

判定基礎期間の初日が令和5年7月1日以降の場合は、従前（コロナ前）と同様に残業相殺（*）を行います。

*判定基礎期間中に実施した休業等の延べ日数から所定時間外労働日数を差し引くこと

このリーフレットの記載内容や受給手続き等の詳細については、雇用調整助成金の通常版ガイドブックをご確認ください。（上記については13～24頁に記載）
【URL】 <https://www.mhlw.go.jp/content/000656127.pdf>

ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせください。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター
0120-603-999 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク LL050801企01

(ア) 雇用調整助成金の周知・広報及び迅速支給に係る取組

a 雇用調整助成金にかかる周知・広報

コロナ特例措置は3月で終了したが、取扱いの移行期間が続くため、申請期限や通常制度への切り替え等にかかる取扱いの周知について、リーフレットを支給決定通知書に同封するほか、ハローワーク窓口での説明等により徹底した。

7月1日以降の申請については、計画届の事前提出が必要となることや残業相殺を行うこと等、変更されることから同様に周知・広報を行った。

○ 定例報告会、労働局メールマガジンによる周知・広報

毎月開催している定例報告会の資料として、周知用リーフレットの配付や、労働局メールマガジンにより、労働局からの情報発信として電子媒体によるリーフレットの送付等、周知を行った。

○ ハローワークにおける周知・広報

事業主支援アドバイザー等を多数配置し、制度についての周知・広報及び相談支援を行った。

b 申請の受付・審査状況

受付及び審査の体制を確保するとともに、進捗状況について把握・管理することにより、迅速な支給を行った。

○ 雇用調整助成金等の支給申請・支給決定件数

（※令和2年1月24日（コロナ特例措置適用）～令和5年12月31日現在）

・ 雇用調整助成金	支給申請件数	83,393件
	支給決定件数	82,992件
・ 緊急雇用安定助成金	支給申請件数	21,237件
	支給決定件数	21,145件

労働行政の最重点施策

1 新型コロナウイルス感染症の雇用への影響と現下の経済状況を踏まえた施策の推進

(2) 個人の主体的なキャリア形成の促進

エ 雇用維持及び在籍型出向等の取組の支援

(前項から続く)

(イ) 産業雇用安定助成金の周知・広報及び取扱状況

a 産業雇用安定助成金にかかる周知広報

- ・ 福島労働局ホームページに開設している「在籍型出向等支援特設サイト-雇用シェアリング-」上において、当該助成金や在籍型出向支援について広く発信するとともに公益財団法人産業雇用安定センターと定期的に在籍型出向に関する相互の情報を共有し、周知・活用促進を図った。
- ・ 事業主に送付する雇用調整助成金支給決定通知書に当該助成金のリーフレットを同封し、活用促進を図った。
- ・ 令和5年4月1日に創設された産業雇用安定助成金(事業再構築支援コース)の周知広報について、経済団体等に対して、訪問及び郵送により行った。(郵送14件、訪問7件)

【訪問先】

- | | |
|---------------------|---------------|
| ・ 福島県経営者協会連合会 | ・ 福島県商工会議所連合会 |
| ・ 福島県中小企業団体中央会 | ・ 福島県商工会連合会 |
| ・ 公益財団法人福島県産業振興センター | ・ 福島県中小企業家同友会 |
| ・ 福島県社会保険労務士会 | |

また、事業再構築支援コースだけでなく、雇用維持支援コースやスキルアップ支援コースについても併せて周知を行った。

- ・ スキルアップコース支援コースの周知については、雇用維持支援コースを活用している事業所に対して、8月に郵送により活用促進の周知を図った。
- ・ 令和5年10月に実施したアンケートにより、産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)の活用に前向きな事業所を抽出し、電話により当該コースの説明及び周知を図った。また、事業所のニーズを踏まえ、産業雇用安定センターと同行訪問を行った。

労働行政の最重点施策

1 新型コロナウイルス感染症の雇用への影響と現下の経済状況を踏まえた施策の推進

(2) 個人の主体的なキャリア形成の促進

エ 雇用維持及び在籍型出向等の取組の支援

オ 企業内におけるキャリア形成の取組の支援

(前項から続く)

b 産業雇用安定助成金の取扱状況

(令和3年2月5日(制度創設日)～令和6年1月末までの実績)

- ・ 出向実施計画届受理件数…… 29件
- ・ 支給申請受理件数…… 188件
- ・ 支給決定件数…… 129件

(ア) 人材開発支援助成金(人への投資促進コース・事業展開等リスクリング支援コース)の周知・広報及び取扱状況

a 人材開発支援助成金にかかる周知・広報について

- ・ 福島労働局ホームページの特設サイトにおいて、リーフレットや申請時のチェックリストを掲載し、広く周知、活用促進を行った。
- ・ X(旧Twitter)による周知を行った。
- ・ 他の助成金(キャリアアップ助成金、特定求職者雇用開発助成金等)を利用する事業主への支給決定通知等に、当該助成金のリーフレットを同封し活用促進を図った。
- ・ 労働局及びハローワークにおいて、リーフレットの所内掲示・配架や、個別の事業所訪問に加えて、訓練機関や事業主団体、社会保険労務士会への活用促進、また説明会・セミナーでの説明等により周知を図った。

【訪問先】

- | | |
|------------|-----------------|
| ・ ポリテクセンター | ・ 福島県中小企業家同友会 |
| ・ 労働基準協会 | ・ 各商工会議所 |
| ・ 各商工会 | ・ 福島県中部経営者協会 など |

【説明会】

- ・ 新規学卒求人受理説明会
- ・ 年金事務所主催説明会
- ・ 商工会議所主催セミナー など

行政運営方針(

令和5年度の主な取組

労働行政の最重点施策

1 新型コロナウイルス感染症の雇用への影響と現下の経済状況を踏まえた施策の推進

(2) 個人の主体的なキャリア形成の促進

オ 企業内におけるキャリア形成の取組の支援

知って活用！
～事業主のための助成金セミナー～

会津若松
令和5年11月17日(金)
時間:13:30～15:00
定員:30名
会場:会津若松卸売団地協同組合 アビオスペース

福島
令和5年11月21日(火)
時間:13:30～15:00
定員:50名
会場:ウィル福島アクティおろしまち

郡山
令和5年11月28日(火)
時間:13:30～15:00
定員:50名
会場:ビッグ/レットふくしま

いわき
令和5年12月1日(金)
時間:13:30～15:00
定員:50名
会場:いわき市生涯学習プラザ

対象者
従業員の派遣改善や人材育成などに取り組む企業の経営者・経営役員等

内容
キャリアアップ助成金(社会保険適用時給改善コース)、人材開発支援助成金の制度の説明・活用事例についてご紹介します。

申し込み方法
申し込みは定額QRコードまたは福島労働局ホームページから。

[問合せ先] 福島労働局就業安定部就業対策課 TEL. 024-529-5409

(前項から続く)

- b 人材開発支援助成金 活用勧奨の件数 (令和5年4月～12月末現在)
労働局とハローワークによる「人への投資促進コース」「事業展開等リスクリング支援コース」の活用勧奨件数
734事業所 (教育訓練機関3件含む)
※ 事業所訪問、電話、窓口対応、セミナー等による。

助成金セミナーを令和5年11月中旬から12月上旬にかけて県内4会場で開催した。

11月11日(金)	会津若松会場	12事業所	12名参加
11月21日(火)	福島会場	21事業所	27名参加
11月28日(火)	郡山会場	31事業所	36名参加
12月1日(金)	いわき会場	39事業所	40名参加



- c 人材開発支援助成金 実績件数 (計画届 令和5年4月～12月末現在)
「人への投資促進コース」 22件 306人
「事業展開等リスクリング支援コース」 42件 136人

労働行政の最重点施策

2 魅力ある職場づくりの推進

(1) 働き方改革の推進

ア 長時間労働の抑制に向けた取組

(ア) 生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む事業者等の支援

a 労働基準監督署の労働時間相談・支援班による支援

各監督署に設置している「労働時間相談・支援コーナー」において、労働時間に関する法制度の周知や36協定の適正化について指導を行うとともに、労働時間相談・支援班による説明会の開催や、事業場のニーズを踏まえた個別訪問を継続的に実施した。

- 説明会実施回数 79回
(令和5年12月末現在)
- 個別訪問支援件数 681件
(令和5年12月末現在)

県内中小企業事業主の皆さまへ
労働時間等の見直しに向けて、個別訪問いたします！

「働き方改革」の推進に向け、労働基準法等が改正されました。福祉労働局では、中小企業事業主の皆さまからの以下のようなご相談について、担当職員が個別訪問の上、必要な取組について説明・提案いたします。

特に、現在、社内で月45時間を超える残業がある事業主の皆さま、この機会に「働き方」の見直しを図りませんか？

※労働基準監督署が「調査指導」ではありません。
訪問相談無料、秘密厳守。遠慮なくお問い合わせください！

- ① 労務管理の現状や労働時間に関する課題を知りたい
- ② 長時間労働の削減に向けた取組方法を学びたい
- ③ 労働基準法等の改正内容について知りたい
- ④ 働き方の見直しに取り組む際に利用可能な支援(助成金)を知りたい

県内全監督署に設置している「労働時間相談・支援コーナー」所属の職員が各社へ個別訪問の上、各企業の実情やご相談内容を踏まえてアドバイスいたします。

◆ ご連絡は、要項の各監督署にお電話いただくか、要項の申し込み書を監督署までFAXください。
◆ なお、別紙掲載から訪問日日程調整もさせていただきます。
監督署受付時間：8時30分～17時15分(土・日・祝祭日を除く)

福島労働局・各労働基準監督署

「個別訪問相談」利用 FAX 申込書

令和 年 月 日

労働基準監督署「労働時間相談・支援コーナー」宛
労働時間見直しに向けた個別訪問相談を利用したいので申し込みます。

事業場の名称

所在地

電話番号

事業の種類

従業員数

担当職員氏名

監督署名	電話番号	FAX番号	管轄区域
福島監督署	024-936-8100	024-936-8614	福島県 二本柳、伊達市、伊達郡、田代町、本宮市、伊達市、田代町、本宮市、伊達市、田代町
郡山監督署	024-922-1310	024-922-1487	いわき市、郡山市、南相馬市、双葉郡、本宮市、伊達市、田代町
いわき監督署	0246-923-2955	0246-923-1987	いわき市
会津監督署	0242-26-6484	0242-26-6488	会津若松市、会津町、会津坂下町、会津美津子町、会津高田町、会津白河町
磐前監督署	0248-75-8919	0248-75-3800	磐前町、会津郡、刈羽郡
白河監督署	0249-24-1391	0249-24-1393	白河市、白河町、東白河町
喜多方監督署	0241-92-4211	0241-92-4212	喜多方市、耶麻郡、耶麻町、耶麻町、耶麻町
相馬監督署	0244-96-4175	0244-96-4176	相馬市、相馬町、相馬町、相馬町
常陸監督署	0240-92-3000	0240-92-3027	常陸郡

(4/29 4)

b 働き方・休み方改善コンサルタントによる助言・指導等

県内の年次有給休暇の取得や時間外労働に問題を抱える企業を個別訪問し、職場環境改善に係るコンサルティングを行った。また、県内3か所において「働き方改革ワークショップ」を開催、参加した企業の総務人事担当者に対し座学による好事例等の紹介及びグループワークにて、各企業における現状の問題点をそれぞれが発表し、打開するための話し合いを働き方・休み方改善コンサルタントがファシリテーターとなり、全員で意見を交換した。

- 企業への訪問コンサルティング件数
1月31日現在 70件
- 働き方改革ワークショップの開催
いわき会場 7月13日(木)開催
相馬会場 7月28日(金)開催
白河会場 8月2日(水)開催

働き方・休み方改善コンサルタントのご案内
働き方改革で「魅力ある職場づくり」を実現しませんか！

長時間外労働を削減したいけど方法がわからない
有給休暇を効率的に使って、取得率をあげたい
労働者個々の事情に応じた多様な働き方を導入したい

これらでお悩みの事業主の方はぜひご相談ください
無料でお手伝いします！

企業への訪問相談 セミナーの講師派遣
ワークショップの開催 助成金のご案内

※働き方・休み方改善コンサルタントは、社会保険労務士の資格を持つ等、労働関係法令・制度に専門的な知識を持つ人物の中から、都道府県労働局長が任用した非常勤国家公務員です。ご相談の秘匿は厳格に守ります。

厚生労働省 福島労働局 雇用環境・均等室
〒960-8021 福島市霞町1-46 福島合同庁舎5階
TEL: 024-536-4609
メールアドレス: 07roudou@mhlw.go.jp

働き方改革ワークショップ
いわき 相馬 白河

働き方改善相談方法
旅行から4年…

「どんなことをしている?」「どんなふうに変った?」「これからどうしていく?」

これまでの改善事例の学びや事例、また他県での事例について情報共有し、参加者の疑問や課題を互いに解決し、どうすれば真に自分たちの働き方改革が成功できるかを考えます。下記の日程でワークショップを開催いたします。企業の特徴や参加人数に応じて変更いたします。

開催日程	会場
日程 令和5年7月13日(木) 会場 ハロワーワーク 5階 会議室	いわき
日程 令和5年7月28日(金) 会場 ハロワーワーク 5階 会議室	相馬
日程 令和5年8月2日(水) 会場 ハロワーワーク 白河 地下会議室	白河

参加費
13:00～16:00
定員 12名(2名程度以上の参加が希望です)

費用
・時間外労働の上乗せ料
・同一労働同一賃金

働き方改革推進支援助成金の活用
・労働時間削減、年次有給休暇取得向上についてのグループワーク

●主催：福島労働局 雇用環境・均等室 申し込み方法は要項にあります。▶

労働行政の最重点施策

2 魅力ある職場づくりの推進

(1) 働き方改革の推進

ア 長時間労働の抑制に向けた取組

(イ) 長時間労働につながる取引環境の見直し

働き方改革の推進に向けた中小企業における労働条件の確保・改善のため、監督指導の結果、下請中小企業の労働基準関係法令違反の背景に、親事業者の下請代金遅延等防止法等の違反が疑われる場合には、中小企業庁等に通報することとしているが、通報実績はなかった(令和6年1月末現在)。

○しわ寄せ防止防止キャンペーンの実施

大企業・親事業所の職場環境改善にともなう下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止に向け、11月を「しわ寄せ防止防止キャンペーン月間」と位置づけ、集中的に経営者団体等に対し周知啓発を行った。

(ウ) 年次有給休暇の取得促進等による休み方改革の推進

年次有給休暇の取得促進に関する周知用ポスター及びリーフレットを、監督署、安定所、行政機関及び各商工団体、魅力ある職場づくり推進協議会関係団体等へ送付し、時間単位年休及び年休の計画的付与制度の導入など企業における年休を取得しやすい環境整備を促している。



労働行政の最重点施策

2 魅力ある職場づくりの推進

(1) 働き方改革の推進

ア 長時間労働の抑制に向けた取組



R5.11.15 福島県魅力ある職場づくり推進協議会

(エ) 関係機関と連携した取組の推進

a 福島県雇用対策協定

福島県との雇用対策協定に基づき、働き方改革に取り組む企業に対する支援等について、連携を図りながら取り組んでいる。

- ・ 第1回福島県雇用対策運営協議会の開催(4月開催)
- ・ 第2回福島県雇用対策運営協議会の開催(1月開催)
- ・ 局幹部による県内の主要企業トップへの訪問を8月より行っている(計19社訪問。うち7社は福島県雇用労政課と共同で訪問)。訪問後、企業の先進的な取組を当局ウェブサイトにて紹介している。

b 魅力ある職場づくり推進協議会・作業部会の開催

政労使を構成員とする「魅力ある職場づくり推進協議会」を11月15日に開催。それに先立ち10月13日に各構成員の取組と目標の進捗状況についての確認及び本協議会での協議事項の打ち合わせ等を行う「作業部会」を開催。

(オ) 医師、自動車運送業、建設業における勤務環境の改善

a 医師

- ・ 福島県医療勤務環境改善支援センター(以下「勤改センター」という。)などと連携し、同センター主催の「医師の働き方改革にともなう実務者セミナー」において、医療機関を対象に、医師等の宿日直許可基準や許可事例、宿日直許可申請の方法等の周知を実施した。(6月・1月、県内4か所、参集とオンラインのハイブリッド形式)
- ・ 福島県などと協議のうえ、宿日直許可申請等において優先的にフォローアップする医療機関を定め、福島県、勤改センターなどと「医師の働き方改革に関する打合せ」を毎月開催し、県内の各医療機関における許可申請の進捗状況に基づき、それぞれの支援手法等を協議し、相談ニーズに合わせた対応を行っている。

労働行政の最重点施策

2 魅力ある職場づくりの推進

(1) 働き方改革の推進

ア 長時間労働の抑制に向けた取組

(前項から続く)

- ・ 勤改センター等が主催する医師や医療機関の労務管理担当者等を対象とした労務管理に係る説明会等に参加し、宿日直許可申請に関する制度理解の促進を図った(全国有床診療所連絡協議会総会福島大会シンポジウム(9月)、福島県医師会報2024年1月号 特集「医師の働き方改革について」)
 - ・ 監督指導や説明会等において、医師の働き方改革をはじめとした医療従事者の勤務環境の改善に向けたさまざまな情報を発信している「いきいき働く医療機関サポートWeb」の周知を行った(通年)。
- b 自動車運送業
- ・ 福島県トラック協会と連携し、同協会主催の講習会において、運送事業者を対象に、時間外労働の上限規制などの改正労働基準法や「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)の内容等を周知のための集団指導を実施した(11月、県内6か所)。
 - ・ 福島県トラック協会及び東北運輸局福島運輸支局と連携し、長時間の恒常的な荷待ちの改善等の周知及び取組の協力依頼を、荷主団体等に対して要請した(5月、県内24団体)。
 - ・ 荷主、トラック運送事業者、関係団体等で構成する「トラック輸送における取引環境・労働時間改善福島県協議会」において、トラック運転者の長時間労働の改善と生産性の向上の取組による環境整備について協議した(令和5年度は9月に開催)。
 - ・ バス事業及びタクシー事業に関して、時間外労働の上限規制などの改正労働基準法や「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)の内容等を周知するための説明会を各監督署で開催している(通年)。

労働行政の最重点施策

2 魅力ある職場づくりの推進

(1) 働き方改革の推進

ア 長時間労働の抑制に向けた取組

(前項から続く)

- ・ 荷主特別対策チームを編成し、発着荷主等に対し、自動車運転者に係る長時間の恒常的な荷待ちの改善等について、要請を行っている。また、要請を実施した発着荷主等が要請された事項に積極的に取り組めるよう、当該発着荷主等の意向を踏まえ、労働時間管理適正化指導員による必要な支援を行った(通年)。
- ・ 監督指導や説明会等において、自動車運転者の長時間労働改善に向けたさまざまな情報を発信している「自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」の周知を行った(通年)。

c 建設業

福島労働局、福島県建設業協会、福島県建設産業団体連合会、福島県土木部、国土交通省東北地方整備局等で構成する「福島県建設業関係労働時間削減推進協議会」を6月に開催し、令和5年度の取組方針を決定するとともに、同協議会における取組方針を踏まえ、

- ・ 県内8方部において、福島県建設業協会の会員事業者等を対象に、改正労働基準法の内容を含む労働時間法制度等について説明会を開催し、周知を図った(6月)。
- ・ 発注者等による適正な工期の設定などの周知及び協力依頼を、民間工事発注者団体等に対して要請した(9月)。

(カ) 長時間労働の抑制に向けた監督指導等の実施

- ・ 各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場及び長時間・過重労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象に監督指導を実施し、長時間労働が認められる事業場についての是正に向けた指導を行った。

○ 監督指導実施件数 89件(令和5年12月末現在)

労働行政の最重点施策

2 魅力ある職場づくりの推進

(1) 働き方改革の推進

ア 長時間労働の抑制に向けた取組

(前項から続く)

- ・ 監督署において、福島働き方改革推進支援センターと連携して、長時間労働の是正のための説明会を開催し、事業場の是正に向けた取組の実施につなげた。
 - 説明会の開催 117回(令和5年12月末現在)
- ・ 令和5年11月の「過重労働解消キャンペーン」の取組として、長時間労働の是正に向けた集中的な周知・啓発等を行うこととしており、その一環として、過労死等防止対策推進シンポジウムを福島市で開催した(11月)。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

福島会場

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等 防止対策推進 シンポジウム

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなった方のご遺族等にもご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

日時 2023年11月6日(月)
13:30~15:30 (受付13:00~)

会場 コラッセふくしま 4階 多目的ホール
(福島市三河南町1-20)

参加無料
(事前申込)

▼ 特設ホームページはこちら▼
過労死等防止対策推進シンポジウム 検索

主催：厚生労働省 後援：福島県、福島市
協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議、福島県医師会、福島県商工会連合会、福島県労働保健総合支援センター、福島県労働基準協会、福島県社会保険労務士会、福島民報社、福島民友新聞社

労働行政の最重点施策

2 魅力ある職場づくりの推進

(1) 働き方改革の推進

イ 同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

(ア) パートタイム・有期雇用労働法及び労働者派遣法履行確保のための事業所に対する調査指導の実施

監督署と連携し、監督署から提供された情報に基づき雇用環境・均等室及び需給調整事業室において調査指導を実施し、正社員と短時間労働者又は有期雇用労働者、正社員等と派遣労働者との間の不合理な待遇差等を確認した場合には是正指導を行っている。

(イ) 福島働き方改革推進支援センターによる支援

同一労働同一賃金など非正規労働者の待遇改善について、福島働き方改革推進支援センターの労務管理等の専門家による相談、個別訪問、セミナー等を実施し、中小企業等が抱える課題に対する丁寧な支援を行っている。

事業主の皆さま

パートタイム・有期雇用労働法で
正社員と非正規雇用労働者の間の
不合理な待遇差は禁止されています

短時間労働者や有期雇用労働者から、正社員との待遇差の内容及理由などを問われた場合、事業主は非正規雇用労働者に説明しなければなりません。

正社員と同じ仕事をしているのに…
正社員と同じように手当はもらえないの？
その待遇の違い、説明できますか？

- 「パートだから」「契約社員だから」という理由では、説明として認められません。
- 待遇ごとの性質・目的に照らして、職務内容や転勤・異動の範囲の違いなどから、具体的に理由を説明できることが必要です。

何をどう見直せばいいの？

基本給 賞与(ボーナス) 食費・休職室等の利用機会
各種手当 教育訓練 etc…

不合理な待遇差について、何も対策をしない場合
裁判で法違反と判断される可能性もあります。

「働き方改革推進支援センター」が
そんなお悩みをサポートします！

厚生労働省・都道府県労働局

派遣労働者の
《同一労働同一賃金》
の概要
(平成30年労働者派遣法改正)

～令和2年4月1日施行～

厚生労働省・都道府県労働局

中小企業・小規模事業者の皆さま
働き方改革は進んでいますか？無料

専門家の社会保険労務士が対応!!

働き方改革を進めるにあたり、無料で専門家の社会保険労務士が企業訪問による相談、事業場内研修等のセミナー講師の派遣に応じています。

人手不足を解消したい
賃金を上げたい
パワーハラ防止の体制を整備したい
育児休業、産後パパ育休の体制を整備したい
残業を削減したい
同一労働同一賃金について知りたい

中小企業対象の助成金について知りたい
不安を解消したい
その後の就業状況の悩み・疑問について相談したい

令和5年度08月 中小企業も義務化
業種別の適用開始の順次 50%
令和5年度09月 時間外労働上乗せ割増率引き上げ
令和5年度09月 労働時間延長 1時間 100%増へ

全国対応
●センターへの来所・電話・メールは随時受付
●オンライン 専門家の企業訪問は就業中心者にて FAX 受付

福島働き方改革推進支援センター
(福島県社会保険労務士会)

〒960-8233 福島県郡山市中央2-1-1 (1F) TEL 024-533-2380 FAX 024-533-2380
E-mail: fukushima@fukushima-lab.com
https://hatarakikataku.fukushima.lab.jp/top/consultation/fukushima.html

厚生労働省福島労働局委託事業

労働行政の最重点施策

2 魅力ある職場づくりの推進

(1) 働き方改革の推進

ウ 良質なテレワークの導入・定着の推進

(ア) テレワークの普及促進

雇用型テレワークの適切な導入を推進するため、福島労働局ウェブサイトには厚生労働省の特設サイト「テレワーク総合ポータルサイト」のリンクを掲示し、テレワークガイドライン及び「人材確保等助成金(テレワークコース)」の周知広報を行い、制度導入を検討している事業所の支援を行っている。

エ 総合的なハラスメント対策の推進

(ア) 職場におけるハラスメント等に関する雇用管理上の防止措置義務の履行確保

労働者からのハラスメントに関する相談により法違反の疑いがある場合等、事業所に対し、ハラスメント防止措置が講じられているか調査を実施し、措置義務違反があれば是正指導を行い、法の履行確保を図っている。

また、労働者から紛争解決援助の申出があった場合には、援助や調停等による解決を図っている。

【参考】令和5年度上半期 相談件数

いじめ・嫌がらせ	パワーハラスメント	セクシュアルハラスメント	妊娠、出産、育休等ハラスメント
596件	450件	70件	103件

(イ) 職場におけるハラスメント等への周知啓発の実施及びカスタマーハラスメント対策等の推進

事業主、労務担当者等が出席する会合において「職場におけるハラスメント対策」を説明しているほか、10月には「魅力ある職場づくり推進セミナー2023」として、福島働き方改革推進支援センターと共催で、オンライン説明会を定員100名で3回の開催を予定していたところ申込者多数(申込者数360名)のため5回開催し、措置義務へ対応、ハラスメントのない職場環境の整備を促した。

また、12月の「ハラスメント撲滅月間」に、集中的な広報や特別相談窓口の設置等を実施した。

労働行政の最重点施策

2 魅力ある職場づくりの推進

(1) 働き方改革の推進

エ 総合的なハラスメント対策の推進

(前項から続く)

厚生労働省 文部科学省
就職活動やインターンシップ中のハラスメントに関するお悩みは都道府県労働局にご相談ください！

就職活動中のハラスメントに関するお悩みも、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)にご相談ください(大学のキャリアセンターの担当者と一緒にご相談いただくことも可能です)。

相談内容等に応じて雇用環境・均等部(室)では以下の対応を行います。
●就職活動中の学生等へのハラスメント防止のための事業主への助言
●就活セクハラ等についてのトラブルの解決援助 等

～就職活動におけるハラスメントにあわないために、知っておきたい2つのポイント～

1. 採用担当者との交渉や対応、密着での選考、個人情報メール等でのやりとりは避ける。
2. 個人情報の取り扱いに注意する。
3. 個人情報の取り扱いに注意する。
4. 個人情報の取り扱いに注意する。

2. 早い段階で相談！
① LGD(労働局)を通じて、就職活動中、これはハラスメントではないかと感じた、自身の苦痛を伝えるなど1人で悩まず、所属大学のキャリアセンター、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)などにご相談で解決することをお勧めします。

都道府県	雇用環境・均等部(室) 電話番号	都道府県労働局 電話番号
北海道	011-709-2715	011-352-1641
青森県	017-734-4211	045-211-7380
岩手県	019-604-3010	020-288-5511
宮城県	022-299-8844	076-412-2740
秋田県	018-862-8684	076-285-4429
山形県	023-624-8238	073-22-2847
福島県	024-536-4600	055-225-2851
茨城県	029-277-6276	048-223-5551
栃木県	028-633-2765	058-245-1550
群馬県	027-896-4739	094-262-5110
埼玉県	048-600-8215	052-847-8112
千葉県	043-221-2387	019-226-2318
東京都	03-3532-1100	03-3532-1100
神奈川県	045-263-3111	045-263-3111
新潟県	025-272-1111	025-272-1111
富山県	076-422-1111	076-422-1111
石川県	076-822-1111	076-822-1111
福井県	077-822-1111	077-822-1111
山梨県	055-242-1111	055-242-1111
長野県	026-222-1111	026-222-1111
岐阜県	057-292-1111	057-292-1111
静岡県	054-242-1111	054-242-1111
愛知県	052-232-1111	052-232-1111
岐阜県	057-292-1111	057-292-1111
愛知県	052-232-1111	052-232-1111
三重県	059-222-1111	059-222-1111
滋賀県	074-222-1111	074-222-1111
京都府	075-242-1111	075-242-1111
大阪府	06-622-1111	06-622-1111
兵庫県	078-222-1111	078-222-1111
奈良県	074-222-1111	074-222-1111
和歌山県	073-222-1111	073-222-1111
徳島県	087-222-1111	087-222-1111
香川県	087-222-1111	087-222-1111
愛媛県	089-222-1111	089-222-1111
高知県	088-222-1111	088-222-1111
福岡県	092-222-1111	092-222-1111
佐賀県	095-222-1111	095-222-1111
熊本県	096-222-1111	096-222-1111
大分県	097-222-1111	097-222-1111
鹿児島県	099-222-1111	099-222-1111
沖縄県	098-222-1111	098-222-1111

厚生労働省 文部科学省
就職活動やインターンシップ中のハラスメントに関するお悩みは都道府県労働局にご相談ください！

相談内容等に応じて雇用環境・均等部(室)では以下の対応を行います。
●就職活動中の学生等へのハラスメント防止のための事業主への助言
●就活セクハラ等についてのトラブルの解決援助 等

～就職活動におけるハラスメントにあわないために、知っておきたい2つのポイント～

1. 採用担当者との交渉や対応、密着での選考、個人情報メール等でのやりとりは避ける。
2. 個人情報の取り扱いに注意する。
3. 個人情報の取り扱いに注意する。
4. 個人情報の取り扱いに注意する。

2. 早い段階で相談！
① LGD(労働局)を通じて、就職活動中、これはハラスメントではないかと感じた、自身の苦痛を伝えるなど1人で悩まず、所属大学のキャリアセンター、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)などにご相談で解決することをお勧めします。

相談無料 悩み相談室

例えばこのようなことでお悩みではありませんか？

- インターネットやSNSなどで誹謗中傷された
- 面接を受けた
- オンライン面接で面接を受けた
- セクハラに悩んでいる
- 面接を受けた
- 個人情報が漏れた
- 個人情報が漏れた

お悩み・お困りの方、ご相談ください。

相談受付 <https://harasutoudan.mhlw.go.jp/>

受付 24時間、24日
受付時間 10時～18時
受付場所 各都道府県労働局

みんなで NO ハラスメント

NO パワハラ! NO セクハラ! NO カスハラ! NO マタハラ!

ハラスメント相談窓口
パワハラ防止法が全企業で義務化されました。

参加無料

今年4月よりパワハラ防止義務が全企業に義務化されました。

参加費 100円

10月 6日(金) 12日(木) 18日(水) 14:00～16:00

web申込

参加費	10月6日(金)	10月12日(木)	10月18日(水)
参加費	100円	100円	100円
定員	10名	10名	10名
申込締切	10月5日	10月11日	10月17日

(ウ) 就職活動中等の学生等に対するハラスメント対策等の推進

就職活動中の学生等に対するハラスメントについて、新規学卒求人説明会において、事業所に対しハラスメント防止指針に基づく「望ましい取組」の周知を行っている。

また、令和4年度に引き続き、令和5年5月に大学等に対し、就職活動中の学生に対するハラスメントの相談先等を記載したリーフレットの周知を依頼した。

なお、就職活動中の学生等に対するハラスメントの相談窓口として、総合労働相談コーナーを設置し、相談があった場合には早期解決に向けて丁寧な対応を行うこととしている。

労働行政の最重点施策

2 魅力ある職場づくりの推進

(1) 働き方改革の推進

オ 副業・兼業を行う労働者の健康確保の推進

副業・兼業を行う労働者の健康確保に向けた取組が進むよう「副業・兼業労働者の健康診断助成金」について、福島労働局ホームページに掲載するとともに、監督署窓口等において周知を図った。

また、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に定められた副業・兼業の場合における労働時間管理や健康管理のルールについて、監督署等の窓口や企業・労働者からの相談対応時等に周知を図った。

労働行政の最重点施策

2 魅力ある職場づくりの推進

(2) 正社員希望者・若者の就職支援と
職場定着に向けた取組

ア 正社員転換・待遇改善実現に向けた取組

(ア) 正社員求人の確保等と就職支援

非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善実現に向けて、正社員に重点を置いた求人開拓及び非正規雇用求人の正社員求人への転換働きかけ等による正社員求人の確保等、正社員就職等の実現に向けた取組を推進した。

【令和5年度目標】

- ハローワークによる正社員就職・正社員転換数 12,830人以上
- ハローワークにおける正社員求人数 85,432人以上

a 正社員就職件数(令和5年12月末現在)

正社員求人に応募するメリットの説明、求職者担当者制や応募書類の作成指導等のきめ細やかな職業相談の取組等により、9,087人(前年同期9,366人)が就職した。

b キャリアアップ助成金の活用による正社員転換数(令和5年12月末現在)

キャリアアップ助成金を活用して、有期契約から正規雇用等に転換した労働者は274人(前年同期268人)となった。

※目標進捗率(a+b) 73.0%(9,361/12,830人)

c 正社員求人数(令和5年12月末現在)

正社員に重点を置いた求人開拓及び雇用管理改善の働きかけ等により、61,309人分(前年同期64,405人)の正社員求人を受理した。

※目標進捗率(C) 71.8%(61,309/85,432人)

【参考】 令和4年度

- ハローワークによる正社員就職・転換数・・・実績12,830人(目標13,231人)
- 正社員求人数・・・・・・・実績85,432人(目標81,956人)

労働行政の最重点施策

2 魅力ある職場づくりの推進

(2) 正社員希望者・若者の就職支援と職場定着に向けた取組

イ 若者の就職支援と職場定着に向けた取組

(ア) ユースエール認定企業の普及拡大と周知・広報等

a ユースエール認定企業の普及拡大

- ・ 労働局及びハローワークにおいて、ユースエール認定勧奨のために事業所訪問を108件実施した(1月末現在)。
- ・ 5月の新規学卒者求人受理説明会(参加事業所数 県内合計1,214社)やハローワーク窓口での求人受理時の機会などを捉えて認定勧奨を行った。

b ユースエール認定企業の周知・広報等

- ・ 7月19、20日に開催した「ふくしま合同就職面接会」において、ユースエール認定企業のブースをアピールし、参加者(108人)に対して周知・広報を行った。
- ・ 県内各地区ごとのユースエール認定企業を掲載したPR用リーフレットを作成し、県内の高等学校の生徒に配布するなどし、地元企業への就職に向け、魅力ある企業として周知を行った。
- ・ ユースエール認定通知書交付式や5年継続式典を定期的に行い、地元新聞社の取材を通し、県内に広く周知を行った。

c 認定状況

- ・ 認定企業数・・・69社(令和6年1月末現在)

平成27年度: 1社	平成28年度: 4社
平成29年度: 9社	平成30年度: 13社
令和元年度: 7社	令和2年度: 7社
令和3年度: 5社	令和4年度: 8社
令和5年度: 15社	

※ 認定数は全国1位(令和5年12月末現在)



労働行政の最重点施策

2 魅力ある職場づくりの推進

(2) 正社員希望者・若者の就職支援と 職場定着に向けた取組

イ 若者の就職支援と職場定着に向け た取組

(前項から続く)



R5.5.16 ユースエール認定通知書交付式



就職面接会では「ユースエール認定企業」であることをアピール

- (イ) 労働関係法令違反を繰り返す求人者からの求人不受理の取組
労働関係法令に違反した事業所からの求人を不受理とすることにより、新卒採用時のトラブル防止を図った。

労働行政の最重点施策

2 魅力ある職場づくりの推進

(3) 女性活躍推進法及び男女雇用機会

均等法の履行確保

ア 女性の活躍の推進

(ア) 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届の届け出については、義務企業である労働者数101人以上の企業においては100%近い届け出となっている。

○ 届出状況(令和6年1月末現在)

	管内企業数	届出企業数	届出率
301人以上企業	165社	165社	100.0%
101人以上300人以下企業	455社	453社	99.6%
100人以下企業	-	266社	-

令和4年7月8日より、労働者数301人以上の事業主に新たに義務付けられた男女の賃金の差異に係る情報公表については、公表先の1つである女性の活躍推進企業データベースにおいて情報公表を行っている企業数は、133社(1月末現在)となっている。

(イ) えるぼし及びプラチナえるぼし認定制度の周知

えるぼし等の認定制度について、説明会・会議等機会のある都度、説明・申請勧奨を実施している。また、認定企業について、認定通知書交付式を局全体の行事として開催し、報道機関に対する広報活動、ホームページへの掲載などを展開している。

○ 認定状況(令和6年1月末現在)

	えるぼし	プラチナえるぼし
301人以上企業	9社	-
101人以上300人以下企業	7社	-
100人以下企業	1社	-



労働行政の最重点施策

2 魅力ある職場づくりの推進

(3) 女性活躍推進法及び男女雇用機会

均等法の履行確保

ア 女性の活躍の推進

- (ウ) 妊娠等を理由とする解雇・雇止め等不利益取扱いの禁止に係る法の履行確保
 妊娠・出産等を理由とする解雇・雇止め等不利益取扱いの禁止については、事業主・労務担当者等を対象とした会合において周知を図っているほか、相談が寄せられた場合には速やかに調査を実施し、法の履行確保を図っている。

STOP! マタハラ 例えば…「妊娠したから解雇」「育休取得者はとりあえず降格」は**違法**です

妊娠・出産・育休などを理由とする、解雇・雇止め・降格などの不利益な取扱い（いわゆる「マタニティハラスメント」、「マタハラ」）を行うことは、**違法**です。

- ☑ 法違反の不利益取扱いを行った場合、行政指導や、悪質な場合には事業主名の公表を行います。
- ☑ それだけでなく、裁判の結果、解決金や損害賠償金、慰謝料を支払わなければならない可能性もあります。

例えば、こんなケース

▶ **Case 1**
 妊娠を聞く前は契約更新を前提にしていたが、妊娠の報告を受けたので雇止めとした ⇒ **違法**

▶ **Case 2**
 育休を1年間取りたいと相談されたので、経営悪化等を口実に解雇した ⇒ **違法**

「うちは、非正規の社員は産休・育休は取れないから。」
 「契約更新する気はなかったと言えば大丈夫だろう。」
 「契約更新を前提にシフトが組まれていたのに…」

「うちは、経営状況が厳しいから。君は前から勤務成績が悪かったし。」
 「スッ？ これまでそんな話なかったのに…」

厚生労働省・都道府県労働局

労働者の方へ
職場でつらい思いをしていませんか？
 妊娠・出産・育児休業の取得などを理由として解雇などの不利益な取り扱いをすることは法律で禁止されています

! 日本人労働者・外国人労働者（在留資格）を問わず、「妊娠したから解雇」は**違法**です！

「産休・育休は認めない」と言われた	「短時間勤務を利用するならパートになれ」と言われた
育休を取得したら降格させられた	産前・産後休業を取得したら減給された
妊娠の事実を伝えたら「ピザ更新の協力はしない」と言われた	「母性健康管理措置」を利用して休職したら解雇された

例えば・・・

こんなことを理由として
 ・妊娠した、出産した
 ・つわりで仕事を休んだ
 ・産前・産後休業をとった など

こんな取扱いを受けたら**違法**です！
 ・解雇された
 ・在留許可の更新がされなかった
 ・減給された など

「出産後（育児休業からの復帰後）も仕事を続けたい！」と会社にはっきり意思を伝えましょう。

妊娠・出産時に利用できる制度については親書へ

さらに・・・

職場でのハラスメントに困っている場合には、もうひとつのリーフレットもチェックしてみてください

厚生労働省 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

労働行政の最重点施策

2 魅力ある職場づくりの推進

(3) 女性活躍推進法及び男女雇用機会均等法の履行確保

イ 男性が育児休業を取得しやすい環境整備の推進

(ア) 改正育児・介護休業法の周知

改正育児・介護休業法が令和4年4月より段階的に施行され、令和5年4月1日には1,000人超企業に対し育児休業等取得状況の公表が義務化されたことから、説明会や会議等あらゆる機会を通じて事業主等に対し説明を行っている。

改正育児・介護休業法に関する説明会については、令和4年度に開催したところであるが、小規模事業所を中心に、改正育児・介護休業法の対応がなされていない状況が認められることから、フォローアップのために、福島働き方改革推進支援センターと共催で、オンライン説明会を定員100名で2回開催し、産後パパ育休などの規定整備及び育児休業を取得しやすい環境の整備を促した(申込者数80名)。

～育児・介護休業法が改正されています！
改正育児・介護休業法に沿った種類の見直しは行われていますか？～

改正育児・介護休業法 オンライン説明会(ZOOM)

参加無料

令和4年4月1日より、育児・介護休業法が段階的に改正されました。
産後パパ育休(出生時育児休業)の新設や、育児休業の分割取得、産後パパ育休の義務化など、法に沿った対応を進めていただくため、福島労働局では福島働き方改革推進支援センターと共催でオンライン説明会(ZOOM)を開催いたします。

開催日程

第1回 **7/6(木)** 14:00～16:00

第2回 **7/14(金)** 14:00～16:00

対象・定員 企業の人事労務担当者、各回100名。
※先着順での予約受付となります。

【参加申込方法】
①WEB申込
申込は原則WEBによる受付とします。
福島働き方改革推進支援センターHP(下記URLまたは二次元コード)よりお申込みください。
<https://hataraki-katakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/fukushima/>

②郵送・FAX申込
WEBでの申込が難しい場合は、下記の参加申込書に必要事項をご記入の上、福島働き方改革推進支援センターまで郵送またはFAXによりお申込みください。

福島働き方改革推進支援センター(福島県社会保険労務士会)
〒960-8252 福島市山字三本松19-3
TEL:0120-541-516 FAX:024-533-2380

改正育児・介護休業法 オンライン説明会 参加申込書

オンライン説明会 ※参加料等費用は全額自己負担 <ください>	第1回 7月6日(木)
事業所名	第2回 7月14日(金)
所在地・電話番号	
ご担当者名	
メールアドレス	

【問い合わせ先】
福島労働局 雇用環境・均等室 指導係
〒960-8021 福島市露町1-46 福島合同庁舎5階
TEL:024-536-4609

事業主の皆さまへ

改正育児・介護休業法 対応はお済みですか？

本年度より改正育児・介護休業法が段階的に施行されております。
令和4年10月1日の施行に向け、法に沿った規定の整備をよろしくお願いたします。
令和4年10月1日施行の内容

①産後パパ育休(出生時育児休業)の新設 ②育児休業の分割取得

産後パパ育休(子どもの出生後8週間以内は、1歳までの育児休業とは別に取得できます。
また、1歳までの育児休業は分割して2回取得可能です。(男性の場合、産後パパ育休と合わせて1歳までに最大4回取得可能)

	産後パパ育休 (0歳10.1ヶ月)	育児休業制度 (0歳10.1ヶ月)	育児休業制度 (0歳10.1ヶ月)
対象期間	子の出生後8週間以内	育児休業が1歳	育児休業が1歳
取得可能日数	4週間まで(育児休業と併用)	(産後2週間)まで	(産後2週間)まで
申請期限	育児休業の2週間前まで	育児休業が1歳前まで	育児休業が1歳前まで
分割取得	分割して2回取得可能 (即ちまとめて申し込むことが必要)	分割して2回取得可能 (取得の際にそれぞれ申請)	原則分割不可
休業中の就業	労務協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲で休業中に就業することが可能	原則就業不可	原則就業不可
1歳以降の延長		育児休業日は1歳、1歳半の時点に限定	
1歳以降の有取得		特別に事案がある場合に限り再取得可能	再取得不可

改正後の働き方・休み方のイメージ

～改正に合わせて、就業規則の変更が必要です！～

詳細しい育児・介護休業法の改正内容、規定例は厚生労働省ホームページをご覧ください。
厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

【お問合せ先】 福島労働局雇用環境・均等室 指導係
厚生労働省 〒960-8021 福島市露町1-46 福島合同庁舎5階
TEL:024-536-4609

労働行政の最重点施策

2 魅力ある職場づくりの推進

(3) 女性活躍推進法及び男女雇用機会

均等法の履行確保

ウ 仕事と家庭の両立の推進



(ア) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定届の届け出については、義務企業である労働者数101人以上の企業においては100%近い届け出となっている。

○ 届出状況(令和6年1月末現在)

	管内企業数	届出企業数	届出率
301人以上企業	169社	169社	100.0%
101人以上300人以下企業	453社	451社	99.6%
100人以下企業	-	804社	-

(イ) トライくるみん・くるみん・プラチナくるみん認定制度の周知

くるみん等の認定制度について、説明会・会議等機会のある都度、説明・申請勧奨を実施している。認定企業について、認定通知書交付式を局全体の行事として開催し、報道機関に対する広報活動、ホームページへの掲載などを展開している。

○ 認定状況(令和6年1月末現在)

	くるみん	プラチナ くるみん
301人以上企業	20社	4社
101人以上300人以下企業	20社	2社
100人以下企業	13社	-



労働行政の最重点施策

2 魅力ある職場づくりの推進

(3) 女性活躍推進法及び男女雇用機会均等法の履行確保

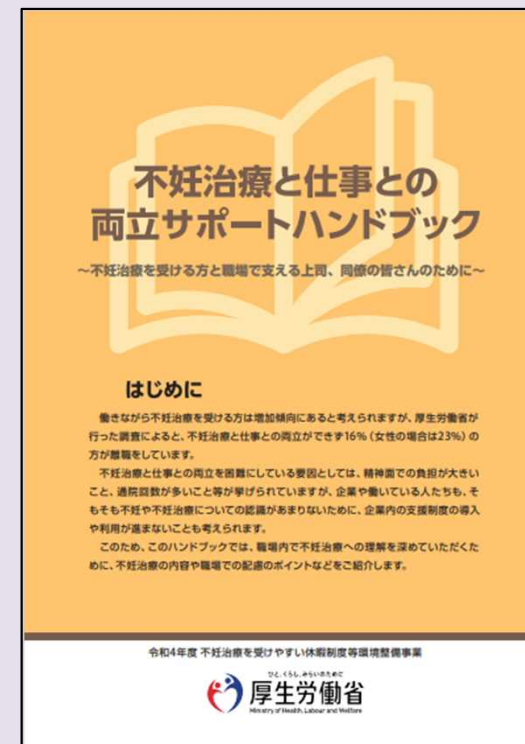
エ 不妊治療を受けやすい休暇制度等の職場環境の整備の推進



(ア) 不妊治療と仕事の両立のための職場環境整備

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針において、行動計画の内容として「不妊治療を受ける労働者に配慮した措置」が取組の1つとして示されていることから、事業主に周知するとともに、同措置を行動計画に盛り込むよう働きかけを行っている。

また、令和4年度に創設された不妊治療と仕事の両立支援に関する認定制度「くるみんプラス」について、説明会・会議等機会のある都度、説明・申請勧奨を実施しており、令和5年度には1社「くるみんプラス」の認定がなされ、県内初の認定となった。



労働行政の最重点施策

2 魅力ある職場づくりの推進

(3) 女性活躍推進法及び男女雇用機会

均等法の履行確保

オ 子育てをする女性等に対する雇用対策の推進



ハローワーク・マザーズコーナー主催
「子育てママさん就職支援セミナー」
※ママさんは子ども連れで参加(保育士を配置)

(ア) マザーズコーナーでの取組

ハローワーク福島・いわき・会津若松・郡山に設置されているマザーズコーナーにおいて、キッズコーナーの併設等子育て中の女性等が来所しやすい環境を整備するとともに、仕事と子育てを両立しやすい求人の確保や専門相談員による相談・情報提供を推進し、就職支援の充実を図った。

○ 令和5年度(第3・四半期)の実績

新規求職者数 1,981人(前年同期 2,044人)

就職者件数 710人(前年同期 690人)

(イ) マザーズコーナーにおける求職者担当者制の実施

子育てしながら早期の就職を希望する者等を重点支援対象者として、求職者担当者制による各種就職支援を行った。

○ 令和5年度(第3・四半期)の実績

担当者制支援による重点支援対象者数 691人(前年同期 654人)

上記支援対象者の就職者数 666人(前年同期 627人)

上記支援対象者の就職率 96.4%(前年同期 95.9%)

(ウ) 就職支援セミナーの実施

マザーズコーナー利用者向け就職支援セミナー開催状況(令和5年12月末現在)

○ハローワーク福島…………… 開催14回 参加者数51人

○ハローワークいわき…………… 開催4回 参加者数15人

○ハローワーク会津若松…………… 開催10回 参加者数27人

○ハローワーク郡山…………… 開催7回 参加者数69人

(エ) 就職支援協議会の開催

「福島労働局子育て女性等の就職支援協議会(6/13)」及び「地域子育て女性等の就職支援協議会(福島8/2、いわき7/27、会津若松7/4、郡山7/7)」を開催し、自治体等関係機関と情報共有・意見交換等を行った。

労働行政の最重点施策

3 東日本大震災からの復興支援

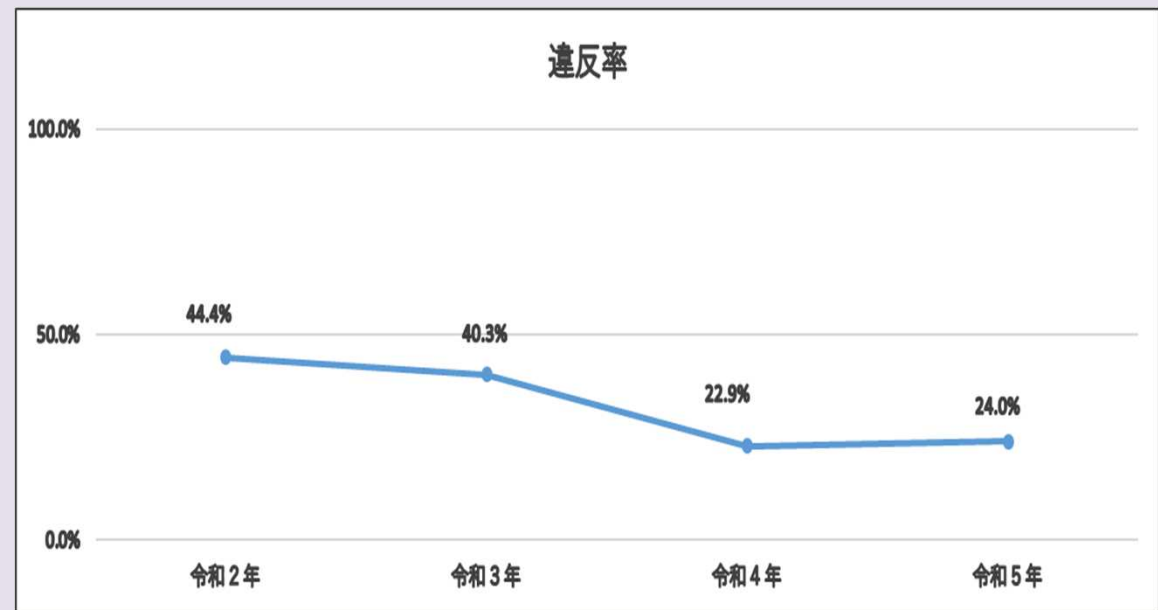
(1) 復旧・復興に従事する労働者の健康・安全対策等の推進

ア 原発での廃炉作業に従事する労働者の健康・安全対策等の推進

(ア) 監督指導の実施により、原発での廃炉作業に従事する労働者の健康・安全対策等の推進を図った。

○ 原発での廃炉作業に係る監督指導の実施状況(1～12月)

監督指導の実施件数 292件、うち違反件数70件(違反率24.0%)



(イ) 放射線管理計画の届出等に基づく指導

提出された放射線管理計画及び放射線作業届の内容を審査し、被ばく低減対策や安全対策について指導した。

○ 令和5年度 放射線管理計画受理件数 14件(令和6年1月末現在)

○ 令和5年度 放射線作業届受理件数 332件(令和6年1月末現在)

労働行政の最重点施策

3 東日本大震災からの復興支援

(1) 復旧・復興に従事する労働者の健康・安全対策等の推進

ア 原発での廃炉作業に従事する労働者の健康・安全対策等の推進

(ウ) 関係機関等との連携

関係機関との連携により、以下のとおり、原発での廃炉作業に従事する労働者の健康・安全対策等の推進を図った。

- ・ 東京電力及び元請事業者に文書を発出し、熱中症予防対策の徹底を要請した。(5月)
- ・ 「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会労働者安全衛生対策部会」に出席した。(6月、10月)
- ・ 福島県危機管理部原子力安全対策課との合同パトロールにより必要な指導等を実施した。(9月、1月)
- ・ 原子力施設を管轄する富岡労働基準監督署と福島第一原子力規制事務所との連携体制を整えるため、両者による打ち合わせを実施した。(4月)



労働行政の最重点施策

3 東日本大震災からの復興支援

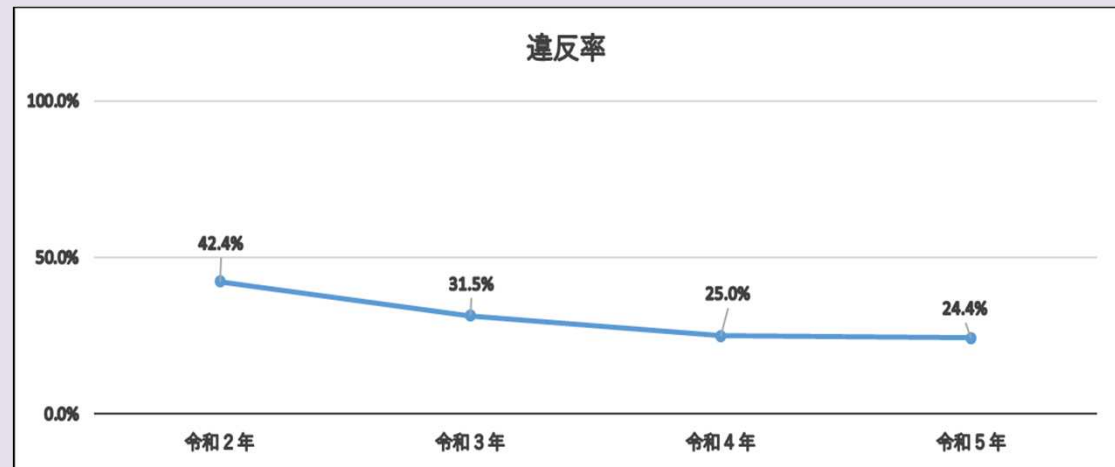
(1) 復旧・復興に従事する労働者の健康・安全対策等の推進

イ 除染等業務、汚染土壌等の搬入・搬出業務等に従事する労働者の健康・安全対策等の推進

(ア) 監督指導の実施により、除染等業務、汚染土壌等の搬入・搬出業務等に従事する労働者の健康・安全対策等の推進を図った。

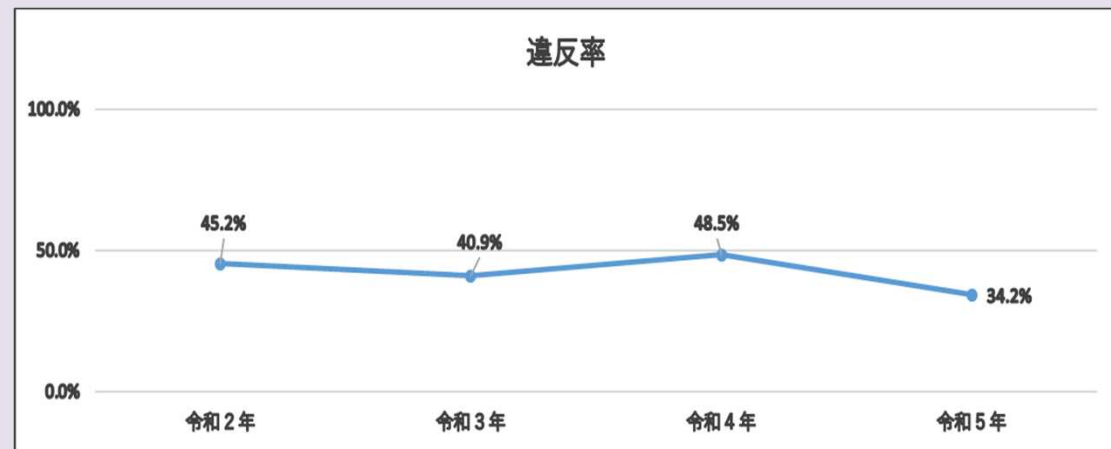
- 除染作業に係る監督指導の実施状況(1~12月)

○ 監督指導実施件数 131件、うち違反件数32件(違反率24.4%)



- 汚染土壌等の搬入・搬出業務等に係る監督指導の実施状況(1~12月)

○ 監督指導の実施件数38件、うち違反件数13件(違反率34.2%)



労働行政の最重点施策

3 東日本大震災からの復興支援

(1) 復旧・復興に従事する労働者の健康・安全対策等の推進

イ 除染等業務、汚染土壌等の搬入・搬出業務等に従事する労働者の健康・安全対策等の推進

(イ) 除染等の業務等に係る作業届に基づく指導

提出された除染等の業務等に係る作業届の内容を審査し、安全対策や被ばく低減対策について指導した。

○ 令和5年度 作業届受理件数 59件(令和6年1月末現在)

(ウ) 「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度」への参加促進

除染等業務に携わる従事者の被ばく線量などの情報を一元的に管理する「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度」について、各種説明会等の機会を捉えて周知等を実施し、参加の促進を図った。

(エ) 関係機関との連携

関係機関との連携により、以下のとおり、除染等業務、汚染土壌等の搬入・搬出業務等に従事する労働者の健康・安全対策等の推進を図った。

- ・ 県内の発注機関、災害防止団体等に文書を発出し、熱中症防止対策の徹底を要請した。(例年になく暑さが続き、熱中症リスクが高止まりとなることが懸念されたため、8月に再度、文書要請を実施した)(5月、8月)
- ・ 県内工事関係者連絡会議を開催し、公共工事の発注機関等に対し、労働災害防止対策について協力を要請した。(6月)
- ・ 環境省福島地方環境事務所作業適正化・安全対策協議会主催の「総会」、「優良受注者表彰式並びに第1回講話会」、「第2回講話会」において、福島地方環境事務所発注工事の元請事業者に対し、労働災害防止について取組の強化を要請した。(7月、9月、12月)

労働行政の最重点施策

3 東日本大震災からの復興支援

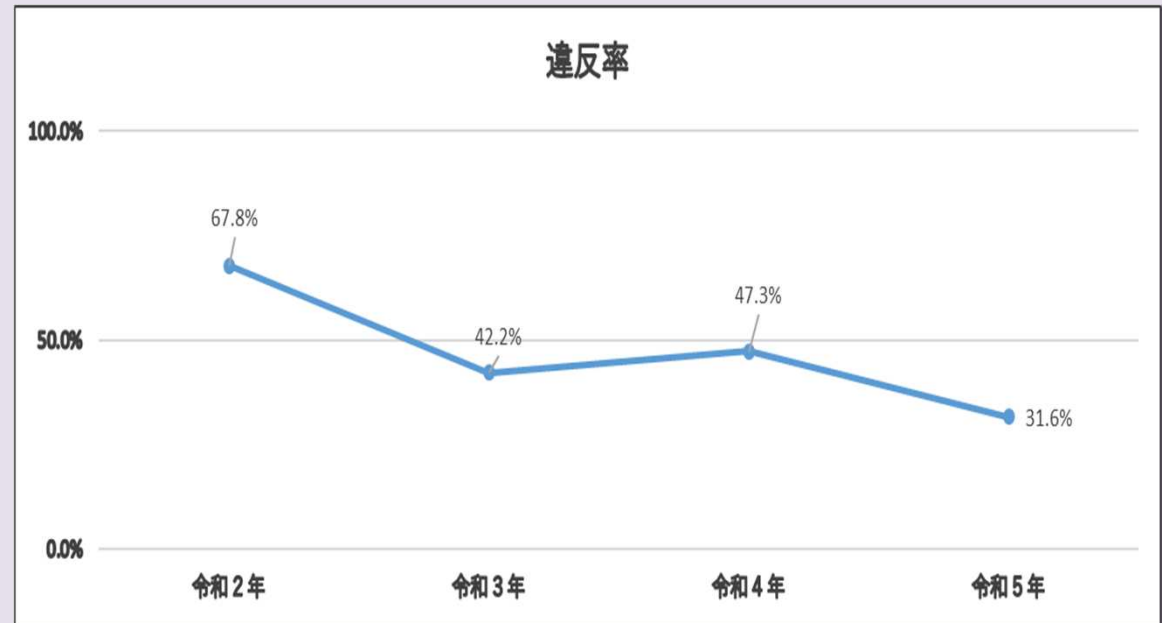
(1) 復旧・復興に従事する労働者の健康・安全対策等の推進

ウ 中間貯蔵施設等における事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者の健康・安全対策等の推進

(ア) 監督指導の実施により、中間貯蔵施設等における事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者の健康・安全対策等の推進を図った。

○ 中間貯蔵等での事故由来廃棄物等の処分業務に係る監督指導の実施状況(1～12月)

監督指導の実施件数 76件、うち違反件数24件(違反率31.6%)



(イ) 事故由来廃棄物等処分業務に係る作業届に基づく指導

提出された事故由来廃棄物等の処分の業務に係る作業届の内容を審査し、安全対策や被ばく低減対策について指導した。

○ 令和5年度 作業届受理件数 30件(令和6年1月末現在)

労働行政の最重点施策

3 東日本大震災からの復興支援

(1) 復旧・復興に従事する労働者の健康・安全対策等の推進

ウ 中間貯蔵施設等における事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者の健康・安全対策等の推進

(ウ) 関係機関等との連携

関係機関との連携により、以下のとおり、中間貯蔵施設等における事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者の健康・安全対策等の推進を図った。

- ・ 県内の発注機関、災害防止団体等に文書を発出し、熱中症防止対策の徹底を要請した(例年にない暑さが続き、熱中症リスクが高止まりとなることが懸念されたため、8月に再度、文書要請を実施した)。(5月、8月)(再掲)
- ・ 県内工事関係者連絡会議を開催し、公共工事の発注機関等に対し、労働災害防止対策について協力を要請した。(6月)(再掲)
- ・ 環境省福島地方環境事務所と連携し、「中間貯蔵施設災害防止協議会」を開催した。同協議会において、中間貯蔵施設関連事業の元請業者による取組事例の発表及び事例検討を行い、安全管理水準の向上、自主的な安全衛生活動の推進を図った。(7月、10月)
- ・ 環境省福島地方環境事務所作業適正化・安全対策協議会中間貯蔵施設分会主催の合同パトロールにおいて、中間貯蔵施設等への安全パトロールを実施した。(7月、10月)
- ・ 環境省福島地方環境事務所作業適正化・安全対策協議会主催の「総会」、「優良受注者表彰式並びに第1回講話会」、「第2回講話会」において、福島地方環境事務所発注工事の元請事業者に対し、労働災害防止について取組の強化を要請した。(7月、9月、12月) (再掲)

労働行政の最重点施策

3 東日本大震災からの復興支援

- (1) 復旧・復興に従事する労働者の健康・安全対策等の推進
- エ 偽装請負・違法派遣対策の推進

(ア) 関係機関との連携による周知・啓発

毎年、当局において、周知・啓発の講演のため参加している以下の各種会議は、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として書面開催又はWeb開催とされているものもあるため、主催者を通じて参加予定事業主等へ関係資料を配付するなどにより周知啓発を行い、適正な請負についての理解の促進を図った。

なお、他の会議等も含め、開催状況を把握し、対面での会議を再開する場合は、偽装請負等違法派遣の防止について説明を行うこととしている。

【各種会議】

- 福島第一原発・暴力団等排除対策現地連絡会（東京電力HD、福島県警、原発関係事業者：対面開催）
- 労働条件に関する法令遵守講習会（東京電力HD主催、原発関係事業者：Web開催）
- 東京電力安全推進協議会（東京電力HD主催、元請事業者：対面開催）
- 環境省福島地方環境事務所発注復旧・復興工事等暴力団排除対策協議会総会（環境省主催、県警、元請事業者参加：対面開催）

(イ) 廃炉作業等に従事する派遣元事業主に対する指導監督

労働者派遣事業者に対する定期指導において、廃炉作業等従事者の労働者派遣を行っている派遣元に対し、偽装請負・違法派遣の防止のための指導監督を実施した。

なお、廃炉作業や除染現場での偽装請負・違法派遣の相談等については、迅速な調査・指導監督を実施した。

労働行政の最重点施策

3 東日本大震災からの復興支援

(2)復興に向けた帰還者・移住者の就職支援の推進

ア 避難県民の帰還のための就職支援の推進

(ア) 福島県との連携による支援
 福島県と雇用対策を効果的かつ一体的に実施し、震災からの本格復興の推進と県民の暮らしの向上に取り組んだ。

- 第1回福島県雇用対策協定運営協議会の開催(令和5年4月)
- 第2回福島県雇用対策協定運営協議会の開催(令和6年1月)

(イ) 市町村と連携した帰還希望避難者に対する就労支援
 避難者が帰還を希望する場合の就職等を支援する「福島雇用促進支援事業」について、関係市町村からの人材確保・育成ニーズを踏まえ、以下の事業を実施した。

- 雇用確保セミナー、各種資格講習等を行う「企業向け雇用確保に係る事業」(7事業)
 - ・ 雇用確保セミナー
 112社 141人(1月末までの実績)(前年同期 136社 164人)
- 職業相談、各種技能講習を行う「求職者向け就職促進に係る事業」(5事業)
 - ・ 避難者等職業相談事業
 1,529人(1月末までの実績)(前年同期 1,240人)
 - ・ 企業見学会事業
 72社 166人(1月末までの実績)(前年同期74社 177人)
- 職場体験実習事業
 9社 10人(1月末までの実績)(前年同期4社 27人)

労働行政の最重点施策

3 東日本大震災からの復興支援

(2)復興に向けた帰還者・移住者の就職支援の推進

ア 避難県民の帰還のための就職支援の推進



(前項から続く)

○ 合同就職面接会

6/23	南相馬会場	20社	70人	10/13	櫛葉会場	20社	61人
7/14	富岡会場	22社	48人	11/10	川俣会場	11社	37人
8/4	浪江会場	19社	64人	11/22	双葉会場	13社	26人
9/14	郡山会場	47社	166人	12/15	いわき会場	22社	109人
9/27	南相馬会場	6社	17人	1/26	南相馬会場	20社	59人

○ 企業説明会等

- 福島県内外に居住する被災者等を主な対象としながら、「福島での仕事を探している」、「福島への移住を考えている」方及び県内企業約42社が参加する企業説明会等についてオンライン（Zoom）形式で開催した。
「企業説明会」のほか、福島労働局による「お仕事相談ルーム」、広域協議会による「就職準備支援ルーム」に加え、福島12市町村移住支援センター・自治体による補助金等の支援制度を説明する「移住支援ルーム」を設置し、情報提供、相談等を積極的に行い、帰還・就職の促進を図った。

「ふくしまで働こう@オンライン企業説明会」

第1回	令和5年6月30日(金)	13:30~16:00	参加企業:42社	参加者:62人
第2回	令和6年1月19日(金)	13:30~16:00	参加企業:36社	参加者:98人

労働行政の最重点施策

3 東日本大震災からの復興支援

(2)復興に向けた帰還者・移住者の就職支援の推進

ア 避難県民の帰還のための就職支援の推進

(前項から続く)

(ウ) 避難者及び帰還者に対するハローワークにおける就職支援

- ・ ハローワーク富岡及び浪江町地域職業相談室において、避難者及び帰還者に向けた就職支援を行った。

○令和5年度業務取扱状況

	新規求職 申込件数	相談件数	紹介件数	就職件数
ハローワーク 富岡	661(650)	2,162(2,104)	491(531)	182(213)

※令和5年12月末現在
()は前年同期数

	新規求職 申込件数	相談件数	紹介件数	就職件数
浪江町地域 職業相談室	85(109)	257(376)	93(103)	38(35)

※令和5年12月末現在
()は前年同期数

- ・ 求職者の状況に応じたきめ細やかな就職支援を行うとともに、新たにハローワーク富岡に就職支援コーディネーター(福島雇用創出総合支援分)を配置し、進出企業等に対して人材確保に向けた各種支援を行った。
- ・ 宮城、山形、新潟、埼玉、東京及び大阪労働局内の6所に設置された「福島就職支援コーナー」において、帰還希望者に対して担当者制による帰還、就職支援を行った。

労働行政の最重点施策

3 東日本大震災からの復興支援

(2)復興に向けた帰還者・移住者の就職支援の推進

ア 避難県民の帰還のための就職支援の推進

(前項から続く)

(エ) 避難全世帯への地元情報の発信

- ・ 広報誌「ふくしまで働く」の発行を通じて、県内外の避難者全世帯に対し、福島県の雇用情勢や就労支援事業等の情報発信を行って、県内への帰還及び就職の支援を実施した。(年3回発行 夏号:7月 秋号:11月 50,000部 発行)
- ・ 宮城、山形、新潟、埼玉、東京及び大阪労働局内の6所に設置された「福島就職支援コーナー」、県内のハローワーク及び移住支援センター等に、「被災12市町村の動き」を送付し、避難者等に情報提供を行った。(毎月)



(オ) 関係機関との情報共有による就職支援

- ・ 福島県、福島相双復興推進機構(官民合同チーム)、福島イノベーション・コースト構想推進機構、福島国際研究教育機構((F-REI)、復興庁等と毎月行われる福島復興再生総局情報交換会議において、各種情報の共有、意見交換等を行い、その情報を帰還者及び移住者への就職支援に活用した。

労働行政の最重点施策

3 東日本大震災からの復興支援

(2)復興に向けた帰還者・移住者の就職支援の推進

イ 浜通り地域への移住者・定住者の就職支援の推進

上記3の(2)のアに記載している取組みのほか、以下の取組みを実施した。

(ア) ミニ企業説明会の実施

- ・ 6月20日、ハローワーク相双とハローワーク郡山間でオンラインによるミニ企業説明会を実施した。
- ・ 9月25日、ハローワーク富岡管内の進出企業等4社が、ハローワークいわきにおいて、対面方式によりミニ企業説明会を実施した。

(イ) 被災12市町村等の関係機関及び進出企業等への訪問

- ・ 新たにハローワーク富岡に配置となった就職支援コーディネーターが訪問し、関係機関が行う支援策や企業情報等を収集した。下記(ウ)の定例オンラインミーティングにおいて共有し就職支援に活用した。

(ウ) ハローワーク相双及びハローワーク富岡との定例オンラインミーティングの実施

- ・ 毎月オンラインミーティングを実施し、ハローワーク相双とハローワーク富岡管内の求職・就職に係る情報や関係機関が行う支援策、企業情報等を共有し就職支援に活用した。

(エ) 進出企業等と新規高等学校卒業予定者等とのマッチング支援事業の実施
(福島雇用促進支援事業)

- ・ 7月3日より新規高等学校卒業予定者等向けに被災12市町村の進出企業等の業務内容、職場環境の理解促進を図るため、LINEの独自サイトにより情報提供を行った。
- ・ 11月28日に若年者の地元定着と地域経済の担い手確保を図るため、進出企業等と進路指導担当教諭との情報交換会を実施した。

労働行政の最重点施策

3 東日本大震災からの復興支援

(2)復興に向けた帰還者・移住者の就職支援の推進

イ 浜通り地域への移住者・定住者の就職支援の推進

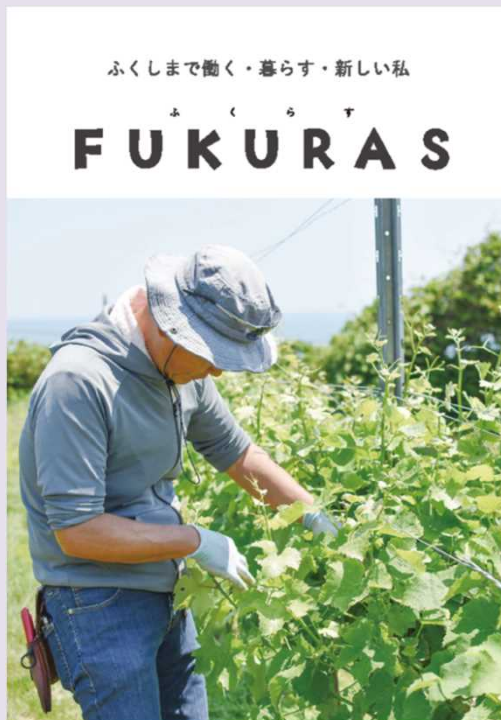
(前項から続く)

(オ) 福島就職支援コーナーを設置している6労働局及び6安定所の担当者向け研修会議の開催及び進出企業等への訪問

- ・ 被災12市町村の現状や課題の共有のため、10月4日に「令和5年度福島帰還希望者就職支援事業担当者会議」を開催し、5日には双葉地域へ進出した企業(2社)等を訪問し、被災地域の理解促進を図った。

(カ) 被災12市町村への移住希望者に対する支援(福島雇用促進支援事業)

- ・ 実際に移住・就職した方の体験をまとめた「FUKURAS(ふくらす)」を7月に作成した。全国のハローワークへ送付及び福島広域雇用促進支援協議会のホームページに掲載し、避難者の帰還や移住の促進を図った。



労働行政の重点施策

1 労働基準担当部署の重点施策

(1)労働条件の確保・改善対策の推進

ア 基本的労働条件の確立

- ・ 県内監督署において、管内の実情を踏まえた監督指導や集団指導を実施することにより、労働基準関係法令や基本的労働条件の遵守徹底及び労務管理体制の確立及び定着を図った。

- 監督指導の実施件数 984件(令和5年12月末現在)

- 集団指導の実施件数 117件(令和5年12月末現在)

- ・ 解雇、賃金不払等に関する労働者からの申告については、431件受理し、監督指導等の実施により対応した。(令和5年12月末現在)

イ 裁量労働制の適正な運用

- ・ 専門業務型裁量労働制に関する協定届及び企画業務型裁量労働制に関する決議届等が届け出られた場合は、届等の適正化について窓口指導を行った。

- ・ 裁量労働制に関する届等から問題が認められる事業場、労働者等からの情報により裁量労働制の不適正な運用が行われていると考えられる事業場に対しては、監督指導を実施するとともに、それ以外の監督指導においても、裁量労働制の導入状況を確認し、問題が認められた場合は所要の措置を講じた。

- 裁量労働制に関する届出件数 36件(令和6年1月末現在)

ウ 未払賃金立替払の適切・迅速な実施

- ・ 事業活動停止等により、賃金支払を受けることができなくなった労働者に対し、監督署において、雇用契約先事業場の未払賃金立替払制度適用の認定、未払賃金額の確認業務を適切・迅速に行うことにより、救済を行った。

- 認定申請 15件、うち13件認定(令和5年12月末現在)

- 確認申請 120件、うち119件確認(令和5年12月末現在)

労働行政の重点施策

1 労働基準担当部署の重点施策

- (2) 14 次防を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備
 ア 事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための周知啓発等



- 各労働基準協会が主催する「安全週間準備説明会」などの各種会議・説明会において、事業者が安全衛生対策に取り組む必要性や意義等について周知啓発を行った。
- 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備を推進するため、「安全衛生優良企業公表制度」、「SAFEコンソーシアム」、「健康経営優良法人認定制度」等について周知を図った。

(参考) 福島県内の労働災害発生状況

コロナ含む	令和4年	令和5年	増減
死亡者数	21	21	± 0(増減なし)
死傷者数	3,859	2,711	-1,148(29.7%減)
コロナ除く	令和4年	令和5年	増減
死亡者数	21	21	± 0(増減なし)
死傷者数	2,056	2,039	- 17(0.8%減)

※ 令和5年の数値は令和6年1月末現在での速報値である。

※ 「死傷者数」は休業4日以上

※ 表の上段は新型コロナウイルス感染症のり患により被災した労働者の数を含むもの、表の下段は新型コロナウイルス感染症のり患により被災した労働者の数を除いたものである。

労働行政の重点施策

1 労働基準担当部署の重点施策

(2)14 次防を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

イ 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

ウ 高年齢労働者、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- ・ 増加傾向にある行動災害を減少に転じさせるため、昨年度に引き続き、小売業及び介護施設に係るSAFE協議会を開催し、転倒及び腰痛等の行動災害を予防するうえで効果的な対策とその周知方法等について協議を行った。(9月)
- ・ 転倒災害を発生させた事業場に対し、「転倒災害の再発防止のための自主点検等報告書」の提出を求め、災害の再発防止対策の取組状況を確認し、必要に応じて転倒災害防止に係る指導を実施した。
- ・ 転倒災害が冬季に多発していることから、労働災害防止団体と連携して「福島冬季転倒災害防止運動(転ばないでね!)」を展開し、転倒災害防止対策の推進を図った。(12月15日から2月末まで)
- ・ 高年齢労働者が安心して安全に就労するための環境づくり等について定めた「エイジフレンドリーガイドライン」について、各種説明会等の機会を捉え、ガイドラインに基づく取組を指導するとともに、「エイジフレンドリー補助金」による支援についての周知も実施して、高齢者に係る労働災害防止対策の推進を図った。
- ・ 外国人労働者を使用する事業主等に対し、外国人労働者が容易に理解できる安全衛生教育マニュアル等を活用して効果的に安全衛生教育を実施するよう指導した。

労働行政の重点施策

1 労働基準担当部署の重点施策

- (2) 14 次防を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備
 工 業種別の労働災害防止対策の推進



労働局長によるパトロール（6月）



労働局長によるパトロール（12月）



労働基準監督署によるパトロール

（共通） 熱中症予防防止対策

- ・ 県内の発注機関、災害防止団体等に文書を発出し、熱中症防止対策の徹底を要請した（例年にない暑さが続き、熱中症リスクが高止まりとなることが懸念されたため、8月に再度、文書要請を実施した）。（5月、8月）（再掲）
- ・ 熱中症予防を広く呼び掛けるため、福島労働局と福島産業保健総合支援センターとの共催により、(株)ラジオ福島及び(株)エフエム福島にCM広報を発注して、7月3日～9月1日の間に、土・日・祝・お盆期間を除き、毎朝20秒のスポットCMによる広報を実施した。（7月～9月）

（ア） 陸上貨物運送業

- ・ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会福島県支部と連携し、荷台等からの墜落転落災害を発生させた事業者に対して、安全管理士による荷役労働災害防止対策コンサルティングを実施して、労働災害防止対策の推進を図った。（6月～8月）
- ・ 改正労働安全衛生規則等（テールゲートリフターによる荷役作業についての特別教育の義務化等）について指導、周知を図るとともに、関係講習機関に対して同教育の積極的な実施を要請し、同教育の受講機会の確保に努めた。

（イ） 建設業

- ・ 県内建設工事関係者連絡会議を開催し、公共工事の発注機関等に対し、労働災害防止対策について協力を要請した。（6月）（再掲）
- ・ 国道121号 湯野上2号トンネル工事現場（下郷町）及び公益財団法人星総合病院大町新複合施設（仮称）建設工事現場（郡山市）に対して福島労働局長による建設現場パトロールを実施し、建設業で最も発生件数が多い墜落・転落災害、建設機械等による挟まれ・巻き込まれ災害防止対策等を重点に指導を実施した。（6月、12月）
 また、県内の労働基準監督署においても、全国安全週間（準備期間を含む）中に、災害防止団体と合同で建設現場パトロールを実施した。（6月、7月）

労働行政の重点施策

1 労働基準担当部署の重点施策

- (2) 14 次防を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備
 エ 業種別の労働災害防止対策の推進



(前項から続く)

- ・ 建設業労働災害防止協会福島県支部が主催し、労働局及び県下労働基準監督署が後援する『福島県建設業ゼロ災宣言運動2023』を展開して、建設業における労働災害の縮減を図った。(5年7月～6年1月)
- ・ 県内建設工事関係者連絡会議のほか、各種の会議・説明会において、改正労働安全衛生規則等(一側足場の使用範囲の明確化等)について指導、周知を図った。

(ウ) 製造業

- ・ 重篤な機械災害(特に挟まれ・巻き込まれ災害や切れ・こすれ災害)を発生させた事業場に対し、個別に指導を実施して、労働災害防止対策の推進を図った。
- ・ 県内の労働基準監督署において、全国安全週間(準備期間を含む)中に、災害防止団体と合同で安全パトロールを実施した。(6月)

(エ) 林業

- ・ 県内4人にチェーンソー指導員を委嘱し、関係事業者及び関係労働者に対してチェーンソーを取り扱う労働者の振動障害の防止に係る知識の普及を図った。(年16回の指導を実施)
- ・ 県内の労働基準監督署において、森林管理署、県の農林事務所及び施工業者と合同で林業現場パトロールを実施して、林業労働災害の防止を図った。(通年)

労働行政の重点施策

1 労働基準担当部署の重点施策

(2) 14 次防を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備
オ メンタルヘルス対策及び過重労働対策等

事業者の皆さまへ

第74回 全国労働衛生週間

2023 (令和5) 年10月1日(日)~7日(土) [準備期間: 9月1日~30日]

全国労働衛生週間スローガン
目指そうよ二刀流
こころとからだの健康職場

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします!

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

準備期間 (9月1日~30日) に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行います

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場における転倒・墜落災害の予防対策
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の受動喫煙防止対策
- 治療と仕事の両立支援対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 女性の健康課題への取組

全国労働衛生週間 (10月1日~7日) に実施する事項

- 事業者または総務安全衛生管理者による職場巡回
- 労働衛生の標榜およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸欠欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会
協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署

- 福島産業保健推進総合支援センターが実施するメンタルヘルス対策支援事業の利用を勧奨するなどして、事業場におけるメンタルヘルス対策の推進を図った。
- 令和5年度全国労働衛生週間実施要項に基づく下記の実施事項について周知を図るとともに、県内の発注機関や災害防止団体等に要請文書を発出し、同実施事項の実施を会員事業場などに促すよう要請した。(8月)
 - <実施事項>
 - 本週間(10月1日~7日): 事業者等による職場巡視など
 - 準備期間(9月1日~30日): 日常の労働衛生活動の総点検など
- メンタルヘルス対策の取組に問題が認められる事業場等に対して、同対策の取組について個別に指導を行った。
- 「職場の健康診断実施強化月間(9月)」における下記の重点事項について周知を図るとともに、県内の発注機関や災害防止団体等に要請文書を発出し、同実施事項の実施を会員事業場などに促すよう要請した。(8月)
 - <重点事項>
 - 健康診断及び事後措置の実施
 - 医療保険者との連携(医療保険者から健康診断の結果を求められた際の提供)

事業者の皆さまへ

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です 「健康診断及び事後措置の実施の徹底」と「医療保険者との連携」をお願いします

1.健康診断及び事後措置の実施の徹底

健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を踏まえた必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。
特に小規模事業場での実施率が低くなっています。事業場の規模にかかわらず、労働者の健康管理を適切に構築するため、事後措置の実施まで徹底してください。

<事業規模別 健康診断及び医師意見聴取の実施割合>

事業規模 (人)	健康診断率 (%)	有所見者に対する医師意見聴取率 (%)
1000~	95	90
500~999	90	85
300~499	85	80
100~299	80	75
50~99	75	70
20~49	70	65
10~19	65	60
1~9	60	55

○ 有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底しましょう。
○ 事後措置は、医師の意見を踏まえ、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な措置(就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等)を実施しましょう。
○ 事後措置を講ずるに当たっては「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」をご確認ください。
健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針

2.医療保険者との連携

医療保険者^{※1}から健康診断の結果を求められた際の提供にご協力ください。

○ 保険者は、高齢者医療確保法に基づき特定健康診査・特定保健指導を、健康保険法に基づき保健事業を実施し、労働者の予防・健康づくりに取り組んでいます。
○ 制度間の健診の重複を避け、これらの取組が密実に進められるよう、保険者から労働者の健康診断結果を求められた場合は、その写しを提供することが事業者にご義務づけられていますので、健康診断結果の提供への協力をよろしくお願ひします。
※法律に基づく提供の場合は、第三者提供に係る本人同意は不要です。
○ 厚生労働省では、コロナヘルス^{※2}等の労働者の健康保持推進のための取組に要した費用に対し、エイラフレンドリー補助金で一部補助を行っています。積極的にご活用ください。

※1: 協会けんぽ、健保組合、市町村国民健康保険、共済組合等を利用します。
※2: 医療保険者と事業者が積極的に連携し、労務は役割分担と長期的な職場環境の視点、労働者の予防・健康づくりを共同で進め、効果的に実施すること。

エイラフレンドリー補助金のご案内はこちら

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署

労働行政の重点施策

1 労働基準担当部署の重点施策

(2) 14 次防を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備
力 産業保健活動の推進



福島県地域両立支援推進チーム連絡会議

キ 新たな化学物質規制の周知、石綿ばく露防止対策の徹底

- 治療と仕事の両立支援に係る取組を効果的に連携させ、両立支援の取組の推進を図ることを目的として設置された、福島県、労使団体、福島県医師会、福島産業保健総合支援センター及び医療機関等を構成員とする「福島県地域両立支援推進チーム」において、推進チーム連絡会議を開催し、両立支援の取組の連携を図った。(9月)
また、その推進チームにより、事業場の衛生管理者や人事労務担当者等を対象とした両立支援セミナーを開催した。(9月)

- 令和5年度全国労働衛生週間実施要項に基づく下記の実施事項について周知を図るとともに、県内の発注機関や災害防止団体等に要請文書を発出し、会員事業場などに同実施事項の実施を促すよう要請した。(8月)(再掲)
 <実施事項>
 - ◇ 本週間(10月1日~7日):事業者等による職場巡視など
 - ◇ 準備期間(9月1日~30日):日常の労働衛生活動の総点検など

- 令和4年2月及び5月に公布された新たな化学物質規制に関する労働安全衛生関係法令の改正(事業場における化学物質の管理体制の強化等)について周知を図った。
その一環として、令和5年12月4日に郡山市内の会場にて「新たな化学物質規制に関する事業主向けの説明会」を開催した。



会場全体の様子



城内 宏氏による講演

- 石綿解体工事等において提出される計画届や作業届の内容を審査し、実地調査を実施すること等により、石綿における健康障害予防対策について指導等を実施した。
 ○ 令和5年度 計画届受理件数 92件(令和6年1月末現在)

労働行政の重点施策

1 労働基準担当部署の重点施策

- (2) 14 次防を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備
 キ 新たな化学物質規制の周知、石綿ばく露防止対策の徹底



- (3) 労災補償対策の推進
 ア 迅速・公平な事務処理

(前項から続く)

- 令和2年7月に改正された石綿障害予防規則(工事開始前の石綿の調査や監督署への届出等)について、各監督署において令和4年度を初年度とする5か年計画を作成し、当該計画に基づき建設業の許可事業者及び解体業の登録業者に対する自主点検、集団指導及び個別指導を実施して、効果的な周知・指導を行った。
- 令和5年10月1日より「建築物石綿含有建材調査者による建築物等の解体又は改修工事の事前調査」について施行されることから、建設業労働災害防止協会福島県支部ほか関係団体に対して、事前調査の周知徹底について文書要請を行った。(6月)
- 国交省及び環境省と連携して再生砕石への石綿含有産業廃棄物の混入防止合同パトロールを実施し、石綿ばく露防止対策の徹底について指導を実施した。(6月、10月)



建設業労働災害防止協会福島県支部への要請

- 過重な業務が原因で発症した精神疾患や脳・心臓疾患に関する労災請求が全国的にも増加しているほか、石綿関連疾患や新型コロナウイルス感染症の事案など、各種調査を要する事案が急増するなかで、迅速かつ公正な労災認定を行い、被災労働者に対して、早期救済・保護を図ることは、局及び各監督署の重要なミッション。
- 当局では、こうした複雑困難事案等に関する事案検討会を定期的を開催し、早期決定に向けた方策の検討や管理者による進行管理の徹底等を実施しているほか、過労死等事案については、局署の監督・安全担当部署と合同調査を行うなど、組織内で協力・連携を図りながら、的確な労災認定に努めている。

労働行政の重点施策

1 労働基準担当部署の重点施策

(3) 労災補償対策の推進

ア 迅速・公平な事務処理

イ 相談者等への懇切・丁寧な対応等

ウ 廃炉作業や除染等業務の従事者への労災保険制度の周知等

(前項から続く)

- また、労災認定を効率的に行うため、当局では、平成30年度より、全署分の療養補償給付請求書の受付入力及び一次審査を局で集中して実施するなど、業務効率化を図るとともに、非常勤職員等の人材育成のための研修・業務支援の実施等にも積極的に取り組んでいるほか、令和5年8月には、長期未決事案が増加している監督署などに対して、局が直接指導や助言などを実施できるよう関係規定を改正するなど、的確かつ迅速な労災認定に向けた取組みを継続して実施している。

○令和4年度労災請求件数

脳心事案12件 精神事案22件 石綿事案20件 電離事案2件（1月末現在）

○令和5年度労災請求件数

脳心事案15件 精神事案32件 石綿事案21件 電離事案7件（1月末現在）

- 労災認定の迅速化を図る一方で、被災者や相談者等への懇切・丁寧な説明も極めて重要であり、当局では、地方厚生局などと連携し、労災請求が可能と思われる事案について、被災者等に直接請求勧奨を行うなど、労災保険の積極的な活用を呼び掛けている。

- また、局署の窓口や電話対応に当たっては、被災者の立場に立った上で、懇切・丁寧な対応に努めているほか、請求書受付後約3か月を経過した事案については、請求人に対して処理状況を説明する等、きめ細やかな対応を行っている。

- 東日本大震災後に発生した東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業に伴う、電離放射線被ばくを理由とする労災請求に対しては、本省や東京電力をはじめとした関係企業と連携・協力を図りながら、迅速な労災認定に努めるとともに、当該業務に従事することとなった新規従事者をはじめ、全従事者に対して電離放射線障害が生じた際の労災請求に関するリーフレットを配布するなど、労災保険制度の周知を図っている。

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

(1) 成長と雇用の好循環の実現に向けた円滑な職業紹介業務の運営による就職支援

ア ハローワークのマッチング機能に関する業務の評価・改善の取組



ハローワークにおける相談・紹介



ハローワーク職業相談窓口

(ア) 主要指標

主要指標は、ハローワークのマッチング機能に関する業務のうち、特に中核業務の成果を測定する評価指標であり、当該業務の成果向上のため、①求職者担当者制を中心とした個別支援の強化、②積極的なマッチングによる求人情報の提供、③求人担当者制によるマッチングからフォローアップまでの一貫した支援等を実施した。

【実績】

○ 就職件数(一般)

年間の目標値 28,394件 (前年度 27,884件)

4月～12月の実績 19,454件 (前年同期 19,344件)

○ 充足件数(一般)

年間目標値 27,005件 (前年度 26,977件)

4月～12月の実績 18,385件 (前年同期 18,457件)

○ 雇用保険受給者の早期再就職件数

年間目標値 6,806件 (前年度 7,353件)

4月～11月の実績 5,060件 (前年同期 4,851件)

(注)「一般」とは、「日雇」(日々の仕事及び1か月未満の雇用期間が定められたもの)を除くもの。

(イ) 補助指標

補助指標は、ハローワークのマッチング機能に関する業務の質の向上を図るものであり、求職者及び求人者に対する「ハローワーク利用者満足度アンケート」調査を実施し、サービスの不十分な点や利用者のご意見等をサービス改善につなげる。

○ 目標 求職者利用満足度 90.0% (前年度)

求人者利用満足度 90.0% (前年度)

○ アンケート調査期間 令和5年10月2日～1か月程度

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

(1) 成長と雇用の好循環の実現に向けた円滑な職業紹介業務の運営による就職支援

イ ハローワークの職業紹介業務のオンライン・デジタル化の推進及び求職者支援



(ア) オンライン職業相談等に係る環境整備による機能強化

ハローワーク施設内の通信設備・端末等を整備し、6月までにオンライン職業相談等の実施環境を整えた。また、1月には待合室にフリーWi-Fi環境を整備した。ハローワークシステムにおいて前年度までに追加された機能(オンライン職業紹介、求職者マイページへの情報提供)と相まって、来所によらない求職活動を行う利用者の利便性が向上した。

各ハローワークのミニ面接会等のイベント情報をLINE、X(旧Twitter)、各ハローワークのホームページにより情報発信し周知を図った。

(イ) マイページ利用の促進によるハローワーク利用者の拡大

マイページの開設により、求職者は求人検索条件の保存やオンライン自主応募、ハローワークオンライン紹介、求人者は求人申込や採否結果通知、求職者への「直接リクエスト」など、利用者のパソコンやスマートフォン等で操作が行えるようになったため、ハローワーク窓口や各種会議等でマイページ開設の利用案内やリーフレットの配付、労働局ホームページへの掲載等により利用方法の周知を図った。

○マイページ登録利用状況(令和5年12月末現在)

求人者マイページ 87.7% (全国 83.1%)

求職者マイページ 47.6% (全国 35.7%)

(ウ) 課題を抱える求職者への就職支援の充実・強化

オンラインサービスの充実を図ってもなお、再就職にあたり課題を抱える求職者に対して、必要な支援を十分に提供するため、職業相談窓口における求職者担当者制の積極的な実施やキャリアコンサルティング等の課題解決支援サービスの充実・強化を図った。

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

(1) 成長と雇用の好循環の実現に向けた円滑な職業紹介業務の運営による就職支援

ウ 公正な採用選考システムの確立



R5.11.9 ハローワーク二本松主催
「公正採用選考人権啓発推進員研修会」

エ 雇用保険制度の安定的運営

(ア) 事業主に対する公正な採用選考システムの周知・啓発
高卒求人の受理開始(6月1日～)を前に、各ハローワークで実施した「新規学卒者求人受理説明会」の機会を捉え、参加企業(県内8ヶ所 計1,214社)に対し、適正な応募用紙(「全国高等学校統一応募書類」)を用いて、公正な採用選考を行うよう周知・啓発を行った。

(イ) 労働局ホームページへの資料掲載による周知・啓発
労働局ホームページに公正採用選考関係制度に関する資料と解説動画を掲載することにより、事業主や求職者等に対する周知・啓発を行った。

(ウ) 事業主を対象とした「公正採用選考人権啓発推進員研修会」の開催(年2会場)

令和5年11月9日にハローワーク二本松にて29事業所を参集し開催
令和5年11月16日にハローワークいわきにて75事業所を参集し開催

(ア) 雇用保険各種手続の電子申請率向上に向けた取組
電子申請率向上のため、雇用保険適用用窓口の受付時間を16時までに変更したこと、令和2年4月1日から特定法人の電子申請が義務化されたこと、電子申請の標準処理期間等について、労働局ホームページに掲載し、周知・広報を行った。
また、職員や電子申請アドバイザーによる事業所訪問を積極的に実施し電子申請の利用勧奨を行った。

○ 実績(令和5年度12月末現在の累計値)

電子申請率	雇用保険資格取得届	59.7%	(前年同期 52.4%)
	雇用保険資格喪失届	57.0%	(前年同期 52.4%)

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

(1) 成長と雇用の好循環の実現に向けた円滑な職業紹介業務の運営による就職支援

エ 雇用保険制度の安定的運営

(前項から続く)

(イ) 雇用保険受給者の早期再就職支援の取組

雇用保険受給者の早期再就職支援のため、再就職支援セミナーの受講勧奨、就職支援ナビゲーターによる担当者制の個別支援、再就職手当試算表の配付による早期再就職への意欲喚起等の取組を実施した。

○ 実績(令和5年度11月末現在の累計値)

早期再就職件数 5,061件 (前年同期 4,851件)

(ウ) 出生時育児休業給付金の利用向上に向けた取組

令和4年10月1日から新設された出生時育児休業給付金の周知のため、労働局ホームページに掲載し、各ハローワーク窓口でもリーフレットを配布することにより周知・広報を行った。

○ 実績(令和5年度12月末現在の累計値)

出生時育児休業利用者数 439件

(参考 令和4年10月～令和5年3月 127件)

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

(2)雇用吸収力の高い分野への再就職支援等の推進

ア 業種・地域・職種を超えた再就職等の促進

(ア) 就職支援ナビゲーターによる業種を超えた就職支援

雇用保険受給者や業種間・職種間移動による再就職を希望する者等に対する早期就職支援コーナーをハローワーク福島・いわき・会津若松・郡山に設置し、就職支援ナビゲーターによるキャリアコンサルティングや課題解決サービスを通じて再就職支援を実施した。

○ 令和5年度(第3・四半期)の実績

支援対象者	1,243人	(前年同期)	1,196人
就職件数	1,166人	(前年同期)	1,088人

(イ) 求人確保と求人充足サービスの充実

各ハローワークでは求人・求職の動向等を分析するとともに、求職者のニーズの高い職種・業種等に重点を置いた求人開拓を実施した。

求人の充足に向けては、求職者が応募しやすい求人となるよう、求人情報の充実や求人条件の緩和等の助言・指導を積極的に実施した。また、求人情報の求職者マイページへの送付や所内掲示等により情報提供し、ミニ説明会等各種イベントを実施することにより充足につながる取組を積極的に実施した。

(ウ) 円滑な労働移動の推進

人材の活性化を通じた賃金上昇の好循環による労働移動の円滑化を推進していくため、次の取組みを行った。

a 特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

当局のX(旧Twitter)に投稿する等、当該助成金の周知広報を図った。

b 中途採用等支援助成金(中途採用拡大コース)

当局及びハローワークが連携し、商工会議所等を訪問する等により周知を図った。

また、学卒求人をハローワークに提出している事業主に対し、中途採用による方法もあることについて説明をするとともに、当該助成金の周知を図るよう、各ハローワークに指示を行った。

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

(2) 雇用吸収力の高い分野への再就職支援等の推進

ア 業種・地域・職種を超えた再就職等の促進

イ 医療、介護、福祉、保育等分野への就職支援

令和5年度 第1回 福祉の職場 合同就職説明会

会場	開催日	参加企業数	参加者数
郡山会場	7.1	37社	86人
福島会場	7.8	32社	55人
会津会場	6.21	7社	12人
相双会場	7.20	4社	11人
いわき会場	8.19	9社	31人

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会 福祉人材センター
〒960-8141 福島県福島市中央1-1-11 TEL 024-521-5642 info@fukushima-welfare.or.jp

(前項から続く)

c 労働移動支援助成金(早期雇入れ支援コース)

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者の再就職援助のための措置を講じる事業主に対して、ハローワークの窓口にて、当該助成金の活用を説明し、労働者の早期再就職の支援を行った。

・ 支給決定件数

令和5年度(1月末現在) 7件

(ア) 各関係機関との連携等

a 人材確保対策推進協議会の開催(令和5年7月3日)

地方自治体・関係機関・団体等の人材確保に係るネットワークの構築と情報共有、具体的施策実施の連携を図った。

b 福島県福祉人材センターとの連携

・ 年2回、「福島県福祉人材センター」ホームページ特設サイトにて、参加法人の紹介をオンライン上で先行して行い(6/1~8/31、1/22~3/17)、また、下記会場で参加法人と求職者等が直接対面する「福祉の職場 合同就職説明会」を開催し、福祉施設等における人材確保の推進を図った。

【実績】

○ 6月21日	会津会場	・・・	参加企業 7社	参加者数 12人
○ 7月 1日	郡山会場	・・・	参加企業 37社	参加者数 86人
○ 7月 8日	福島会場	・・・	参加企業 32社	参加者数 55人
○ 7月20日	相双会場	・・・	参加企業 4社	参加者数 11人
○ 8月19日	いわき会場	・・・	参加企業 9社	参加者数 31人

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

(2) 雇用吸収力の高い分野への再就職支援等の推進

イ 医療、介護、福祉、保育等分野への就職支援

STEP 1 まずはWEBサイトをチェック!

【配信期間】令和6年1/22@~3/17@

- 福島県内の104法人が参加予定
- 参加法人の求人情報や魅力について掲載
- 登録なしでいつでも何度でも視聴可能

STEP 2 つぎに合同就職説明会へGO!

会場	参加予定企業数	開催日時	会場	参加予定企業数	開催日時
会津会場	17	令和6年2/4	郡山会場	35	令和6年2/12
福島会場	33	令和6年3/10	いわき会場	13	令和6年3/16

お問い合わせ: 024-534-4121 (49F)

(前項から続く)

【実績】

- 2月 4日 会津会場 …… 参加予定企業 17社
- 2月12日 郡山会場 …… 参加予定企業 35社
- 3月 2日 白河会場 …… 参加予定企業 6社
- 3月10日 福島会場 …… 参加予定企業 33社
- 3月16日 いわき会場 …… 参加予定企業 13社

・ 各ハローワークにおいて「福祉の仕事就労支援セミナー及び相談会」を開催し、福祉関係の仕事を希望する求職者へ就職支援を行った。

- 令和5年12月末現在 開催回数 81回 (前年同期81回)
- セミナー参加者 610人 (前年同期552人)
- 相談会参加者 145人 (前年同期124人)



福島県福祉人材センターのハローワーク出張相談会

【参加費】無料

【対象者】福祉や介護の仕事に興味、関心がある方

【申込方法】ハローワーク（総合受付又は相談窓口）に参加申込書をご提出ください。

【お問い合わせ先】ハローワーク福島 社会福祉法人福島県社会福祉協議会 福島県福祉人材センター

【令和6年9月11日開催】

第1部 福祉の仕事就労支援セミナー	① 11:00~11:20
第2部 福祉の仕事相談会	② 11:20~11:40
※参加する時間帯に○をつけてください	③ 11:40~12:00

2. 参加申込書についてご記入ください。

氏名: _____ 電話番号: _____

連絡先電話番号(任意): _____

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

(2)雇用吸収力の高い分野への再就職支援等の推進

イ 医療、介護、福祉、保育等分野への就職支援

(前項から続く)

c 福島県ナースセンターとの連携

- ・ 人材確保対策コーナー(福島所・いわき所・会津若松所・郡山所に設置)において、ナースセンターの求職・求人情報を共有し、就職支援を実施した。

○ 令和5年12月末現在	新規支援対象求職者数	155人(前年同期141人)
	就職件数	83件(前年同期 87件)
	新規支援対象求人件数	926件(前年同期926件)
	充足件数	79件(前年同期101件)

- ・ 各ハローワークにおいて、福島県ナースセンターによる巡回相談を実施し、看護師等の就職を希望する求職者へ就職支援を行った。

○ 令和5年12月末現在	開催数	70回(前年同期 70回)
	参加者数	215人(前年同期211人)

d 各種会議への出席

以下の会議への出席により、関係機関とのネットワークを構築し、相互の施策に対する理解促進、情報や課題の共有を図った。

- ・ 令和5年7月3日 「福島県ナースセンター・ハローワーク連携事業連絡調整会議」
- ・ 令和5年9月1日 「福島県ナースセンター事業運営委員会」

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

(3) 非正規雇用労働者等へのマッチング支援

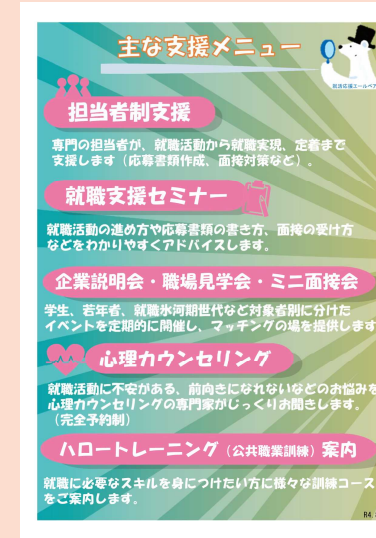
ア ハローワークの就職支援ナビゲーターによる求職者の状況に応じたきめ細かな担当者制支援

(ア) 年代別の専門窓口(コーナー)の設置

おおむね35歳未満の求職者については、福島わかものハローワーク、ハローワーク郡山に設置しているわかものコーナーにおいて、就職支援ナビゲーターによる担当者制での就職支援を実施した。

また、おおむね35歳から55歳以下の求職者については、ハローワーク福島、ハローワーク郡山に設置しているミドルエールコーナーにおいて、就労・生活支援アドバイザー等による担当者制及びチームでの就職支援を実施した。

支援内容としては、担当者制による応募書類の作成支援・面接指導等の職業相談・職業紹介や就職後の定着指導を実施した。



イ フリーター等への就職支援

(ア) わかものハローワーク等での取組

福島わかものハローワーク、郡山わかもの支援コーナー(以下「わかものハローワーク等」という。)において、フリーター等への就職支援として、担当者制による個別支援のほか、各種支援メニューにより、正社員化の実現に向けた支援を行った。

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

(3) 非正規雇用労働者等へのマッチング支援

イ フリーター等への就職援

(前項から続く)

a セミナー等の実施状況(12月末累計)

- 福島わかものハローワーク 開催回数 27回 参加人数 104人
- 郡山わかもの支援コーナー 開催回数 9回 参加人数 40人

b 就職面接会(福島わかものハローワーク主催)

- 5月31日開催 参加企業3社 参加人数16人
- 12月6日開催 参加企業3社 参加人数27人

c 臨床心理士(福島わかものハローワーク配置)による相談状況

相談件数 64件(12月末累計)

【令和5年度目標】

○ 目標

わかものハローワーク等を利用して就職したフリーター等のうち、正社員として就職した者の割合65.0%以上

○ 実績(12月末累計)

就職件数	557件(前年同期558件)
うち正社員就職件数	384件(前年同期389件)
正社員として就職した者の割合	68.9%



R5.5.31 福島わかものハローワーク主催 ミニ面接会



福島わかものハローワークにおける職業相談・紹介

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

(4) 就職氷河期世代の活躍支援

ア ハローワークの専門窓口における
専門担当者のチーム制による就職
相談、職業紹介、職場定着までの
一貫した伴走型支援



イ 就職氷河期世代の失業者等を
正社員で雇い入れる企業への助
成金等の活用

(ア) ハローワーク専門窓口におけるチーム支援

ハローワーク福島(R2.4.1)、ハローワーク郡山(R3.3.1)に専門窓口(ミドルエールコーナー)を設置し、キャリアコンサルティング・生活設計・求人開拓等、それぞれの専門担当者がチームを結成し、就職から職場定着まで一貫した支援を実施した。

○ 令和5年12月までの実績

チーム支援対象者数	197人	(前年同期)	131人
正社員就職者数	102人	(前年同期)	68人
セミナー開催数	45回	参加人数	243人 (前年同期: 45回 216人)
面接会開催数	14回	参加人数	177人 (前年同期: 10回 61人)

(ア) 特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)及びトライアル雇用助成金にかかる周知・広報及び活用促進

各ハローワークの求人部門において、就職氷河期世代向けの求人開拓の際に、当該助成金のリーフレットを活用して、周知を図った。

職業相談部門においては、紹介時に求人事業所に対し、助成金の利用を促すことによって、就職氷河期世代の支援に取り組んだ。

なお、当該助成金を含む就職氷河期世代支援策を案内した資料について、「ふくしまプラットフォーム」(令和5年6月2日開催)で配付し、また、県内市町村あてにも同様の資料について送付する等して周知及び活用促進を図った。

【支給決定件数実績】

特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)

令和5年度 173件 (1月末現在)

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策・

(4) 就職氷河期世代の活躍支援

ウ 地域若者サポートステーションを通じた継続的な支援

働きたいけど自信がない。人とうまく話せない。自分には無理かもしれない。一步を踏み出すのは、かんたんなことじゃない。こわいし、逃げ出したくなる。でも、「自分を変えたい」「命を変えたい」その気持ちがあれば、ぜったいに道はひらける。サポステは、相談だけでなくさまざまな就業支援プログラムを通して「働き出す力」を身につけられる場所。もちろん、あなたのペースで大丈夫。あなたに合ったやりかたで。

働く一歩に、パワーを。

就職氷河期世代の方もサポート！

無料就労サポートで「働き出す力」をあなたに。

サポステ
地域若者サポートステーション

働きたいけど踏み出せない。人間関係でつまずいた。コミュニケーションが苦手。面接がこわい。

そんな就職氷河期世代の方も！働くことの「悩み相談」から「職場定着」までサポートします。

サポステ 利用の流れ
まずは、どんなことでもお気軽にご相談ください。ご家族からのお問い合わせやご相談も大歓迎です。

- 01 予約: 電話またはメールで予約の申し込みを行います。
- 02 相談: 希望の職種や希望するスキルについて、相談を行います。
- 03 就職支援: 希望の職種や希望するスキルについて、面接の準備や面接の練習を行います。
- 04 就職: 就職先が決まると、面接の準備や面接の練習を行います。
- 05 定着定着: 就職先が決まると、面接の準備や面接の練習を行います。

就業支援プログラム 「働き出す力」が身につく無料の各種支援。この他にも多彩なプログラムを用意しています。

- コミュニケーション講座: 人との関わり方を学び、面接に対する苦手意識を克服。
- ジョブレス（就職体験）: 希望の職種に合わせて、いろいろな仕事を体験・練習。
- ビジネスマナー講座: 社会人の基本であるビジネスマナーを学べます。
- 就業支援センター: 面接対策や履歴書作成など、就職のノウハウを学びます。
- 企業研修プログラム: 企業などを通じて、実務経験や資格取得に役立ちます。
- パソコン講座: 就職活動や仕事に役立つパソコン操作を習います。

無料就労サポートで「働き出す力」をあなたに。

サポステ
地域若者サポートステーション

● 公式サイトから希望する支援プログラムの予約や申し込みが可能です。
● 希望する支援プログラムは、お問い合わせください。

働きたいけど踏み出せない。人間関係でつまずいた。コミュニケーションが苦手。面接がこわい。

サポステ
地域若者サポートステーション

(ア) キャリアコンサルタント等による支援等

就職氷河期世代のうち無業状態の者の就職等を支援するため、県内4カ所の地域若者サポートステーションにおいて、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、福祉機関等との連携による出張相談、仕事に就くための活動リズムを整える活動準備プログラム、OJTとOFF-JTとの組み合わせによる職場体験プログラム、オンラインによる相談支援を実施した。

また、ハローワークに設置されている就職氷河期世代専門窓口との連絡会議を定期的に行う等連携体制を構築した。

さらには、支援すべき対象者の登録促進のため、リーフレット、ホームページ、SNS等を活用した効果的な周知・広報、市町村福祉部局や社会福祉協議会、引きこもりセンター等との連携による情報共有及びアウトリーチ支援の推進等に取り組んだ。

【事業実施状況】

○ 新規登録者数	年間目標数	300人
	実績数(12月末現在)	238人
	(進捗率 79.3%、前年同期比	10.2%増)
○ 進路決定者数	年間目標数	270人
	実績数(12月末現在)	193人
	(進捗率 71.5%、前年同期比	▲18.6%減)



労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

(4) 就職氷河期世代の活躍支援

エ 就職氷河期世代の活躍支援のための都道府県プラットフォームを活用した支援



令和5年6月2日開催
令和5年度第1回ふくしまプラットフォーム

(ア) 就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームの設置・運営

令和5年度第1回ふくしまプラットフォームを開催(6月2日開催)し、令和4年度における事業の進捗状況と取組期間が令和6年度まで2年間延長となったことにとまなう令和5年度以降(第2ステージ)の事業実施計画を策定した。

【目標値(KPI)の進捗状況(令和5年度)】

※ 3類型の方々の正社員就職や多様な社会参加の実現に向けた目標値

○ 不安定な就労状態にある者(フリーター等)の正社員就職者数

【目標】2,449人 12月末現在実績 1,724人 (前年同期 1,527人)

○ 就職氷河期世代「限定」・「歓迎」求人件数の新規求人受理件数に占める割合

【目標】3.5% 12月末現在 5.0% (前年度 3.4%)

※ 参考

限定・歓迎求人新規求人件数	1,621件
新規求人受理件数(全体)	38,807件

○ 長期にわたって無業の状態にある方(ニート等)

地域若者サポートステーションの新規登録者数及び進路決定者数

【目標】新規登録者数 300人 12月末現在 238人 (前年同期 216人)

【目標】進路決定者数 270人 12月末現在 193人 (前年同期 237人)

○ 社会参加に向けた支援を必要とする方(ひきこもりの状態にある方)

【目標】地域(市町村)プラットフォームを県内全域に設置

【実績】令和3年度中に県内6地域で設置済

※ 参考

令和5年度の各地域での会議開催状況

会津(6月30日)、いわき(7月21日)、県中(7月26日)、県北(9月5日)、相双(9月11日)、県南(9月27日)

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

(5) 新規学校卒業者の就職支援

ア 新規高卒者等に対する就職支援



副知事・労働局長・教育長による求人確保要請



各地域のハローワーク所長による求人確保要請



R5.7.6ハローワーク二本松主催の地元企業説明会

(ア) 福島県及び各機関と連携した就職支援

福島県雇用対策協定(平成28年3月締結)に基づき、若年者の雇用対策について、以下の支援事業を福島県と連携し実施した。

a 福島県高等学校就職問題検討会議

3月22日開催の福島県高等学校就職問題検討会議にて、令和5年度の応募・推薦方法等について申合せを策定した。

b 福島県新規高等学校就職促進対策会議

4月19日開催の福島県新規高卒者就職促進対策会議において策定された就職サポートプログラム及び早期離職防止策に基づき、各種支援策を実施した。

c 求人確保要請

5月22日及び29日に、県知事・労働局長・教育長による求人確保要請を主要経済団体(5団体)へ実施した。

(イ) 高校生向け企業説明会の開催

採用選考前の支援として、7月に計7回、福島・郡山の新卒応援ハローワーク及びハローワーク二本松において高校生向け企業説明会を開催し、参加企業118社に対し、のべ849名の高校生が参加した。

(ウ) 積極的な求人確保の推進

各地域において、ハローワーク所長と市長等による求人確保要請を県内38の経済団体、事業主団体等へ実施するとともに、県内の従業員50人以上の雇用保険適用事業所(約2,000社)に対し、県知事、労働局長、教育長連名の勸奨状により求人要請を行った。

(エ) 新規高卒者就職面接会の開催

高校生の早期就職内定に向け、10、11月に県内4ヶ所(福島、いわき、会津若松、郡山)において就職面接会を開催し、参加企業179社に対し、134名の高校生が参加した。

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

(5) 新規学校卒業者の就職支援

イ 新規大卒者等に対する就職支援



R5.7.19～20開催 大卒等就職面接会

(ア) 各大学等との連携(12月末現在)

- 学生との相談を目的とした各大学等への訪問:108回(前年同期:101回)
相談件数:754件(前年同期:816件)
- 各大学等において実施した就職支援セミナー等:34回(前年同期:33回)
参加人数:1,180人(前年同期:790人)

(イ) 大卒等就職面接会の開催

- 労働局開催(2回、7/19、20)
参加企業:199社、参加学生等:108名
- 委託事業開催
福島会場(2回、8/29、12/19) 参加企業:46社 参加学生等:35名
郡山会場(4回、8/3、10/16、11/25、12/16)
参加企業117社 参加学生等:81名

(ウ) 就職支援ナビゲーターによる新卒・既卒者等への支援(12月末現在)

- 就職支援ナビゲーターによる令和6年3月新規学卒者との相談件数:2,092件
(前年同期:2,109件)
- 就職支援ナビゲーターによる既卒者等との相談件数:3,594件
(前年同期:4,182件)

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

(6) 高齢者の就労・社会参加の促進

ア 70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備や高年齢労働者の処遇改善を行う企業への支援

イ ハローワークにおける生涯現役支援窓口などのマッチング支援



ハローワーク・生涯現役支援窓口主催
「シニア就職支援セミナー」

・ 労働局及びハローワークが実施する説明会や各種会合等において、令和3年4月1日より施行された改正高年齢者雇用安定法に基づく70歳までの高年齢者就業確保措置に関する周知に努めた。さらに、当該措置を導入するに当たり、ハローワーク等に相談のあった事業所については、制度設計上の留意点や手続きなどに係る詳細な説明を行った。

また、独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構(以下「機構」という。)と連携しながら、機構の70歳雇用推進プランナー、高年齢者雇用アドバイザーによる相談サービス等について、県内企業約4千社に案内チラシを配付するなどの取組を実施して、65歳を超える定年引き上げや継続雇用制度の導入等を行う事業所への効果的な支援を図った。

・ ハローワーク福島・いわき・会津若松・郡山・白河に「生涯現役支援窓口」を設置し、生涯設計就労プランの策定や高年齢者求人一覧表の提供などを通じて、65歳以上の高年齢求職者に重点を置いた就職支援を実施し、以下の実績を計上した。

【65歳以上の就職支援状況(「生涯現役支援窓口」5箇所合計)】

1 就職目標件数(年間)	593件	(前年 527件)
2 支援対象者数	681人	(前年同期 590人)
3 就職件数	552件	(前年同期 524件)
4 目標進捗率	81.1%	(前年同期 88.8%)

(令和5年4月～12月までの実績)

・ ハローワーク福島・会津若松・郡山では、シニア就職支援セミナーを定期開催(月1回)している。このセミナーにおいては、安定所によるガイダンスのほか、シルバー人材センターからは臨時的・短期的又は軽易な作業に関すること等を、産業雇用安定センターからはキャリア人材バンク事業への登録による支援内容の説明のほか、個別相談会を実施し高年齢者に多様な就労支援を行った。

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

(6) 高齢者の就労・社会参加の促進

ウ シルバー人材センター等の地域
における多様な就業機会の確保

・ ハローワーク福島・いわき・会津若松・郡山・白河において、管内の市町村シルバー人材センターとの連携を推進する取組として、定期的に連絡会議を開催し、相互が有する情報の共有、高齢者就業の課題等を協議することなどによって、地域の高齢者のニーズ等を踏まえた就業機会の促進を図った。

また、各ハローワークの高齢者相談窓口においては、求職者の就労ニーズに応じて、シルバー人材センターへの誘導はもとより、当該センターが実施する各種技能講習への参加あっせん等を通じて、職域の拡大に努めた。

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

(7) 障害者雇用対策の推進

ア 公務部門における障害者の雇用促進・定着支援

(ア) 職場適応支援者の派遣

県内の国及び地方公共団体において採用された障害者の職場定着を図るため、「職場適応支援者(令和2年4月から職業対策課に配置)」を、支援が必要な障害者が在籍する公的機関に派遣、県内の複数機関において定着支援を実施し、成果を上げた。

【令和5年12月末の実績】

- 支援開始者数 3人
- 支援対象者総数

国の機関	1人
県及び市町の機関	5人
- 令和5年12月末支援者数 5人(国1人、県市町4人)

(イ) 国及び地方公共団体向け障害者職業生活相談員資格認定講習の開催

令和2年度より、局主催による「国及び地方公共団体向け障害者職業生活相談員認定講習」を開催しており、各科目における有識者を講師に招き(精神科医師、大学教授等)、参加者に対して専門的な知識を身につけるための講習を実施した。

- 講習開催日 第1回 令和5年6月6日(火)～6月7日(水)(21名受講)
- 第2回 令和5年7月25日(火)～7月26日(水)(21名受講)

(ウ) 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座(公務部門)の開催

公的機関において精神障害者とともに働く職員を対象とした「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座(公務部門)」を開催した。

- 講座開催日 令和5年6月27日(火)(16名受講)

(エ) 障害者雇用率未達成機関に対する雇用指導

令和4年6月1日時点の任免状況通報書により把握した障害者雇用率未達成の機関に対して、未達成機関ゼロに向け、各管轄ハローワークより適宜指導を行った。

- 令和4年6月1日時点の障害者雇用率未達成機関数 40機関
- うち各ハローワークが指導を行ったこと等による達成機関数 11機関

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

(7) 障害者雇用対策の推進

イ 中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等の強化

ウ 多様な障害特性に対応した就労支援の強化

・ 雇用率未達成企業の中から、「障害者雇用ゼロ企業」や「多数不足企業」を「重点指導企業」として抽出し、集中的に指導する取組「指導にGO！」を今年度も継続実施するとともに、雇用率未達成企業に対して、障害者就業支援関係機関とハローワークが密接に連携して行う「企業向けチーム支援」を実施し、事業主に対し障害者雇用についての丁寧な説明から、雇用後の職場定着支援まで一連の支援をきめ細やかに行った。
 また、令和3年7月から郡山所に配置となった「精神障害者雇用トータルサポーター（企業支援分）」が、上記雇用義務対象企業に対して、精神障害者等の雇用についての意識啓発、雇用に当たっての課題解決や不安解消のための助言、各種支援メニューの活用を提案を行うことにより、企業の精神障害者等に対する偏見を払拭、理解を促し雇用の促進・拡大を図った。

(ア) 精神障害者・発達障害者しごとサポーター養成講座の開催

○ 令和5年度開催

福島所	令和5年7月27日(木)(32名受講)
〃	令和6年2月27日(火)
いわき所	令和5年7月28日(金)(33名受講)
〃	令和5年11月22日(水)(30名受講)
郡山所	令和5年7月20日(木)(19名受講)
〃	令和5年11月14日(火)(13名受講)

(イ) 難病患者就職サポーターによる就職支援

難病患者就職サポーターをハローワーク福島に配置、窓口だけでなく幅広い地域への出張相談に対応できるよう体制を整えた。

(ウ) 「就労パスポート」の普及促進

企業側と障害者特性などの情報を共有するツール「就労パスポート」について養成講座、講習等で周知を図り、職場定着の向上を図った。

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

(7) 障害者雇用対策の推進

- ウ 多様な障害特性に対応した就労支援の強化

(前項から続く)

(エ) 障害者就職面接会、ミニ面接会の開催

10～11月に県内全ハローワークにおいて、就職面接会を開催した。

福島所、いわき所、会津若松所、郡山所、白河所、須賀川所は、外部のイベントスペースで集合対面式にて、相双所、二本松所は所の会議室においてミニ面接会を開催し、障害者雇用の促進を図った。

令和5年度障害者就職面接会結果

(令和5年12月末)

	参加企業数	参加求職者数 (実人員)	就職件数	ミニ面接会 開催日数	参加求職者 (のべ人数)
福島	31	127	19	/	/
いわき	26	86	15		
会津若松	25	100	13		
郡山	40	126	24		
白河	18	47	10		
須賀川	12	43	13		
相双	14	17	1		
二本松	11	19	5	7	37
計	177	565	100	-	-

エ 改正障害者雇用促進法の円滑な施行

(ア) 法定雇用率改定に係る周知

法定雇用率が、民間企業は、令和6年4月に2.5%、令和8年7月に2.7%と段階的に引き上げられることに加え、令和7年4月には除外率が10%引き下げられる(国及び地方公共団体等も令和6年4月に2.8%、令和8年7月に3.0%に同様に引き上げ等が行われる)。これにより、法定雇用率未達成企業等が増加することが見込まれるため、安定所において事業所を訪問する際や事業主等に対するセミナー等、あらゆる機会を活用して管内事業主への周知を行った。

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

(7) 障害者雇用対策の推進

- エ 改正障害者雇用促進法の円滑な施行



(前項から続く)

また、除外率設定業種をはじめ、達成から未達成に転じることや不足数の増加が見込まれる事業主に対し、安定所が関係機関と連携し、障害者が担う業務の選定などの必要な取組に対する支援を積極的に行い、早期の対応を促した。

○ 訪問件数 354件(令和5年12月末)

(イ) 障害者の雇用の質の向上に向けた事業主の責務の明確化への対応

a 障害者雇用に関する優良な取り組みを行う中小事業主への認定制度(もにす認定制度)の普及促進

もにす認定制度を促進することは、中小事業主における障害者雇用の質の向上を図っていく上でも重要であるとして、中小事業主に対し、もにす認定制度を周知するとともに、認定事業主の取組を紹介するイベントや職場見学会等の参加勧奨を行う等、認定事業主によるロールモデルとしての役割を活用し、もにす認定制度の効果的な普及促進を進めた。

なお、当局におけるもにす認定事業主は今年度に、以下の2事業所を新たに認定して8事業所となっている。

「株式会社 サンレディ」 福島市(婦人服製造業)

「株式会社 あいの里」 郡山市(介護事業)

b リーフレットを活用した周知、啓発

安定所において事業所訪問等の際に、今年度、厚生労働省で作成したリーフレット「障害者が活躍できる職場づくりのための望ましいポイント」を活用し、周知、啓発等を行った。

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

(8)外国人及び配慮を必要とする者に対する支援

ア 外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言・援助等の実施、外国人労働者の雇用管理改善に取り組む企業への支援

イ 外国人求職者等に対する就職支援

(ア) 雇用管理指導の実施

6月の「外国人労働者問題啓発月間」に、集中的な事業所訪問を実施した他、外国人雇用のルール遵守について、県内の経済団体等に対して、訪問及び郵送により啓発を行った。また、福島労働局ホームページや県内の労働基準監督署、ハローワークにおいてポスター等の掲示による周知・啓発活動を行った。

○ 外国人雇用事業主指導等の実施結果161件(令和5年12月末現在)
(前年同期 147件)

(イ) 相談体制の確保

各ハローワークの雇用指導官の他、労働局に外国人雇用管理アドバイザーを2名委嘱し、外国人雇用事業主への相談体制の確保を図った。

(ア) ハローワークにおける多言語相談支援の実施

- ・ ハローワーク郡山の外国人雇用サービスコーナーに通訳員を継続して配置し、外国人労働者の職業相談支援を行った。
- ・ 通訳員未配置所においては、多言語コンタクトセンターを活用した相談を実施した。
- ・ 多言語翻訳機(ポケットーク)を令和5年5月に3出張所に追加で配置し、全14所(出張所含む)にて多言語化する外国人求職者の職業相談に活用できる体制を整備した。

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

(8)外国人及び配慮を必要とする者に対する支援

ウ 生活保護受給者等対策の推進



郡山市の市庁舎内にハローワークの常設窓口を設置
(平成25年10月1日～)

(ア) 生活保護受給者等の就労支援

a 生活保護受給者等就労自立促進事業

生活保護受給者等就労自立促進事業により、地方自治体と連携のうえ、生活困窮者を含む生活保護受給者等に対して、ハローワークの就職支援ナビゲーターにより担当者制の就労支援を行った。

b 生活保護受給者等就労自立促進事業担当者研修会議の開催

5月11日に「生活保護受給者等就労自立促進事業担当者研修会議」を開催し、令和4年度の事業結果と令和5年度の目標値について共有を図った。

c 福島県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会の開催

5月24日に「福島県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会」を開催し、令和5年度の事業実施計画等について、国・県・県社会福祉協議会による協議を実施した。

○ 事業実施状況(令和5年12月末現在)

支援対象者(年間目標)	1,160人
(12月末現在)	1,051人(進捗率90.6%(前年同期1,107人))
就職者数(年間目標)	788人
(12月末現在)	823人(進捗率104.4%(前年同期940人))

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

(8)外国人及び配慮を必要とする者に対する支援

エ がん患者等長期療養者支援

(ア) 長期療養者への就職支援

がん患者の5年後の生存率が60%以上まで向上している状況の中、がん・肝炎・糖尿病等の疾病により、長期にわたる治療等を受けながら生きがいや生活の安定のために就職を希望する者(長期療養者)に対する就職支援の推進を図った。

(イ) 専門相談員の配置

県内では平成28年度からハローワーク福島、平成31年度からハローワーク郡山に専門相談員(就職支援ナビゲーター)を配置し、がん診療連携拠点病院等(福島所:福島県立医科大学附属病院、郡山所:坪井病院・太田西ノ内病院)と連携したがん患者等(長期療養者)に対する就職支援事業を実施した。

(ウ) 主な就職支援等

- ・ 病院等への出張相談(福島:毎週水曜日、郡山:第1・2木曜日)
- ・ 個々の長期療養者の希望や治療状況等を踏まえた職業相談や職業紹介
- ・ 長期療養者の希望する労働条件に応じた求人開拓、求人条件緩和指導
- ・ 就職後の職場定着支援
- ・ 連携先拠点病院等と連携した事業主向けセミナーの開催 等

○ 令和5年度(第3・四半期)までの実績(福島・郡山)

相談件数 470件(前年度 597件)

紹介件数 115件(前年度 124件)

就職件数 52件(前年度 53件)

疾患別就職件数

- ・ がん等悪性 34件(前年度 24件)
- ・ 肝炎等の肝疾患 0件(前年度 0件)
- ・ 糖尿病 17件(前年度 14件)
- ・ その他 15件(前年度 15件)

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

(9) 地域雇用対策の推進

本宮市との雇用対策協定締結式 (R5.3.28)



左から菅野(前)ハローワーク二本松所長、高松本宮市長、河西(前)福島労働局長、武田福島労働局職業安定部長

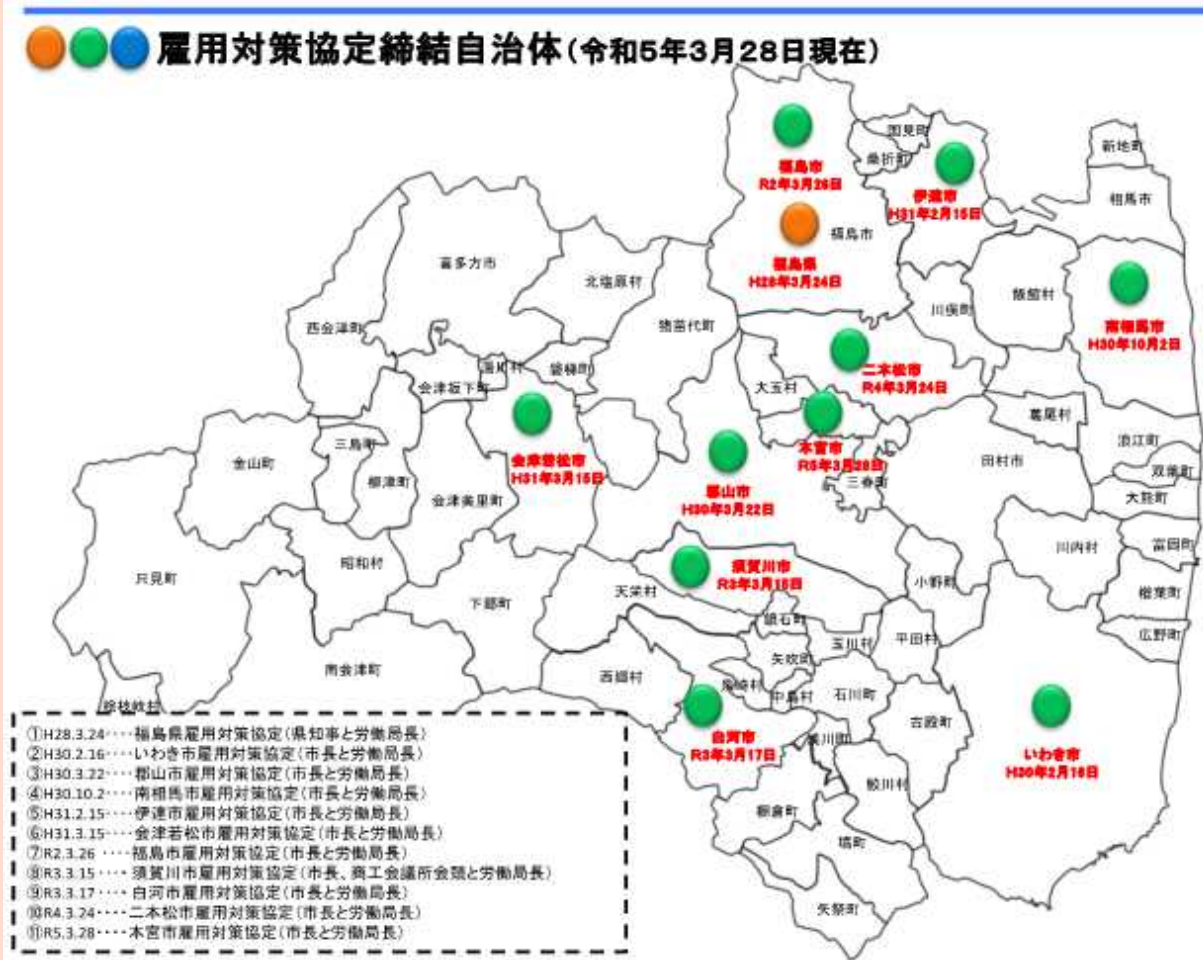


令和5年度第1回福島県雇用対策協定運営協議会 (R6.1.26)

(ア) 福島労働局と県内自治体との雇用対策協定締結による連携

雇用対策協定は、福島県、いわき市、郡山市、南相馬市、伊達市、会津若松市、福島市、須賀川市、白河市、二本松市、本宮市と締結し、地域の実情に応じた各種雇用対策を連携して実施した。

令和5年度上期において、雇用対策協定にかかる運営協議会を4月24日の白河市を皮切りに開催し、雇用対策協定を締結している1県10市と令和5年度に重点的に取り組む課題や目標を確認した。



労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

(10) 労働力需給調整事業の適正な運営の推進

ア 労働者派遣事業の適正な運営

(ア) 改正労働者派遣法の周知等

- ・ 平成30年労働者派遣法の改正にかかる派遣労働者の同一労働同一賃金(令和2年4月1日施行)については、定期指導等において重点的に指導監督を実施し、派遣労働者の待遇の見直しを図るため、派遣元・派遣先に対し「自主点検表」の活用等について周知の上、派遣元・派遣先の制度理解の促進を図った。
- ・ 「事業報告書」(派遣元に毎年6月1日時点の状況報告を求めている)に添付される「労使協定」について、法違反の有無を点検し、派遣元に対し指導監督を実施した。
- ・ 集団指導としての「労働者派遣事業、職業紹介事業適正化セミナー」について、昨年11月28日には、郡山市を会場に集合形式で開催し、本年1月には、オンライン形式で合計5回開催した。

(イ) 労働者派遣契約の中途解除や不更新等に係る派遣労働者の雇用の安定

- ・ 派遣元や派遣先に対する指導監督の際に、中途解除及び契約不更新の有無、更新の見込み等を確認するとともに、派遣元においては、雇用安定措置が適切に履行されているかを点検の上、雇用の維持を要請している。
- ・ 有期雇用派遣労働者に対する中途解除及び契約不更新の情報があった場合には、速やかに実態を確認し、派遣労働者の雇用維持について指導監督を実施することとしている。

(ウ) 違法派遣の防止

- ・ 偽装請負の未然防止を図るため、派遣元・派遣先に対する定期指導の際に、「労働者派遣・請負を適正に行うためのガイド」を配付するなど、適正な請負の実施について周知啓発したほか、労働者やハローワークからの情報提供等に基づき、違法派遣の事案に対し迅速かつ的確に対応することで違法状態の解消を図った。
また、派遣事業を廃止した事業者に対しても、偽装請負や無許可派遣を行っていないか等について、当該事業者を訪問して確認した。

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

(10) 労働力需給調整事業の適正な運営の推進

イ 職業紹介事業の適正な運営

(ア) 定期指導等の実施

有料職業紹介事業者に対し、手数料の明示、手数料に係る返戻金制度の整備、就職後2年間の転職勧奨の禁止などの取り扱いを遵守した事業運営を重点的に指導し、適正な制度理解の促進を図った。

また、職業紹介事業者及び募集情報等提供事業者等に対し、令和4年10月1日施行の職業安定法の改正点である、「求人等に関する情報の的確な表示の義務化」、「個人情報取り扱いに関するルールの整備」、「求人メディア等に関する届出制の創設」について周知し、求職者が安心して求職活動ができる環境整備の促進を図った。

(イ) 医療・介護・保育分野における職業紹介にかかる相談窓口の周知及び指導監督

全国的にみると、医療・介護・保育の分野の人材確保が厳しい状況にあることから、職業紹介事業者が高額な手数料を請求するケースや、転職を勧奨することによって、繰り返し手数料を徴収するなどの事例が指摘されている。

このような事態に対応するため、職業紹介事業者及び医療・介護・保育の求人者等に対し、いわゆる「就職祝い金」の廃止などの制度改正(令和3年4月改正)を改めて周知するとともに、職業安定法等の違反の疑いがある情報の受付窓口として、令和5年2月に需給調整事業室に「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口を設置したことを併せて周知した。

また、法令遵守の実効性を高めるため、医療・介護・保育分野の職種に職業紹介を行った実績のある有料職業紹介事業者に対して集中的な指導監督を行った。

さらに、福祉人材センターや保育士・保育所支援センター等を通じ、当該センター等の利用者が求人募集を行う際に、有料職業紹介事業者とのトラブルの有無などを聞き取るアンケート用紙を当該利用者に配付の上、回収したアンケート用紙を労働局へ送付することへの協力依頼を行っており、当該アンケートの記載内容を参考に、適宜指導監督を実施することとしている。

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

(10) 労働力需給調整事業の適正な運営の推進

イ 職業紹介事業の適正な運営

(ウ) 職業安定法施行規則の一部改正の周知等

令和6年4月1日から、求職者に対して明示しなければならない労働条件の追加や、手数料表などの情報提供の方法の見直しを内容とする改正職業安定法施行規則が施行されるため、当該内容について、定期指導を通じて職業紹介事業者へリーフレットを配付したほか、福島労働局のホームページやSNSの発信等により幅広く周知を行った。

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

(11) 公的職業訓練の推進及び職業能力開発への支援

ア 求職者支援制度による再就職支援

再就職、転職、スキルアップを目指す皆さまへ

求職者支援制度のご案内

無料の職業訓練 + 就職サポート + 月10万円給付金

■ 求職者支援制度とは？

- 求職者支援制度は、再就職、転職、スキルアップ(*)を目指す方が、月10万円の生活支援の給付金を受給しながら、無料の職業訓練を受講する制度です
- 訓練開始前から、訓練期間中、訓練終了後まで、ハローワークが求職活動をサポートします
- 離職して雇用保険を受給できない方、収入が一定額以下の在職者の方が、給付金を受給しながら訓練を受講できます
- 給付金の支給要件を満たさない場合も、無料の職業訓練を受講できます(テキスト代などは自己負担)

*直ちに転職せずに働きながらスキルアップを目指す方も対象

■ 主な対象者の方は？

給付金を受けて訓練を受講する方	
離職者	雇用保険の適用がなかった離職者の方 フリーランス・自営業を廃業した方 雇用保険の受給が終了した方など
在職者	一定額以下の収入のパートタイムで働きながら、正社員への転職を目指す方など
給付金を受けずに訓練を受講する方(無料の訓練のみ受講する方)	
離職者	親や配偶者と同居していて一定の世帯収入がある方など (親と同居している学生未就職の方など)
在職者	働いていて一定の収入のある方など(フリーランスで働きながら、正社員への転職を目指す方など)

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク LL0504018001

求職者支援制度の活用を推進するために、公的職業訓練全般の内容とともに、下記の求職者支制度の幅広い周知・広報に取り組み、対象者の受講促進を図った。併せて、訓練中の受講状況の確認と受講修了前からの担当者制による個別就職支援を実施した。

(ア) 福島労働局ホームページへの掲載
再掲 (前出 1-(2)-ウ-(イ)-a)

(イ) 福島労働局職業安定部SNSを活用した周知
再掲 (前出 1-(2)-ウ-(イ)-b)

(ウ) 訓練説明会・セミナーの開催
再掲 (前出 1-(2)-ウ-(イ)-c)

(エ) 地域住民の生活圏に密着した周知
再掲 (前出 1-(2)-ウ-(イ)-d)

(オ) 関係機関ホームページへの求職者支援制度バナーの掲載依頼
求職者支援制度バナーの掲載及び福島労働局ホームページへのリンク未設定の地方公共団体、社会福祉協議会、自立支援相談機関等の関係機関に対し、設定の依頼を行った。

(カ) 地域若者サポートステーションとの連携した支援及び周知
地域若者サポートステーションの支援内容説明会とタイアップした訓練説明会の開催や地域若者サポートステーションへ出向いての訓練個別相談会を実施した。

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

(11) 公的職業訓練の推進及び職業能力開発への支援

イ 公的職業訓練への適正な受講あっせん及び就職支援

「ものづくり企業就職面接会@ポリテク福島」（施設内訓練受講生対象）



職業訓練関係業務担当者会議（ハローワーク担当職員参集、5月26日開催）や公共職業安定所長会議（8月25日開催）において、開講予定訓練カリキュラム内容等の正確な把握及び訓練受講希望者へのジョブ・カード制度の積極的な周知を指示した。

また、訓練受講希望者等への訓練コース選定の支援及び訓練修了者の早期就職のために訓練受講中からの求職者担当者制による就職支援の徹底を指示した。これにより、希望職種への就職可能性を広げるための適正な受講あっせん及び訓練修了3か月後までの早期就職を目指し効果的な就職支援に取り組んだ。

主な取組内容は、以下のとおりである。

- (ア) 職業相談及びエントリーシートを活用したあっせん
窓口での職業相談時に、求職者の希望職種・経験職務・所有資格等の的確な把握を行った。
また、求職者記載のエントリーシートによる希望の職業訓練分野・訓練期間・受講開始時期等の把握により、適切な訓練コースを提案のうえあっせんに取り組んだ。
- (イ) 求人情報の提供
毎日、訓練受講中の方向けに、前日に県内ハローワークで受理した求人の一覧表を作成し、職業訓練実施機関あてにメール送付し情報提供を行った。
- (ウ) 訓練修了前の職業相談
求職者支援訓練受講者に対する月1度の指定来所日及び公共職業訓練受講中で訓練修了1か月前の時点での就職未内定の者全員にハローワークへの来所を求め、訓練修了時のスキル・知識に見合う求人情報提供をはじめとする就職支援を行った。

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

(11) 公的職業訓練の推進及び職業能力開発への支援

イ 公的職業訓練への適正な受講あっせん及び就職支援

(エ) 訓練受講中からの担当者制による個別支援

訓練受講者の意向を踏まえ、担当者制により、受講訓練分野に見合う求人情報提供及びキャリアコンサルティングによる効果的な個別支援を行った。

(オ) 訓練部門と求人部門の連携による就職促進

開講中の訓練コースの情報及び訓練受講者の状況の共有を図り、訓練受講修了者を対象とした求人の確保や求人充足会議でのマッチング支援を行い、就職促進を図った。

令和5年度 職業安定部 各業務実績一覧表

項目	目標値 (①) (件)	実績 (5年12月末現在) (②) (件)	進捗率 (②/①)
①就職件数(一般)	28,394	19,454	68.5
②充足件数(一般)	27,005	18,385	68.1
③雇用保険受給者の早期再就職件数	6,806	5,061	74.3
④生活保護受給者等就労自立促進事業の就職率	67.0%	81.3%	+14.3P
⑤障害者の就職件数	1,680	1,350	80.4
⑥新卒者支援に係る就職支援ナビゲーターの支援による新規卒業予定者等(既卒者含む)の正社員就職件数	2,522	1,876	74.4
⑦ハローワークの職業紹介により、正社員に結びついた就職氷河期世代(35歳～55歳)の不安定就労者・無業者の件数	2,384	1,688	70.8
⑧わかものハローワーク等を利用して、就職したフリーター等のうち、正社員として就職した者の割合	65.0%	68.9%	+3.9P
⑨公的職業訓練修了3か月後の就職件数	1,404	1,162	82.8
⑩マザーズハローワーク事業における担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者の就職率	95.1%	96.4%	+1.3P
⑪人材不足分野の就職件数	6,594	4,525	68.6
⑫生涯現役支援窓口での65歳以上の就職件数	593	552	93.1

※ 目標値については、前年度等の実績値及び雇用失業情勢等を踏まえ設定。

※ ③については、令和5年11月末現在の実績。

労働行政の重点施策

3 雇用環境・均等担当部署の重点施策

(1) 総合労働相談コーナーの適切な運営

(ア) 総合労働相談コーナーにおける労働相談

総合労働相談コーナーに寄せられた個別労働紛争に係る労働相談に対して、早期解決に向けて自主的解決の方向性や適切な紛争解決援助制度を教示し、丁寧に対応している。

【参考】 令和4年度相談件数 16,650件
うち個別労働紛争関係 5,152件

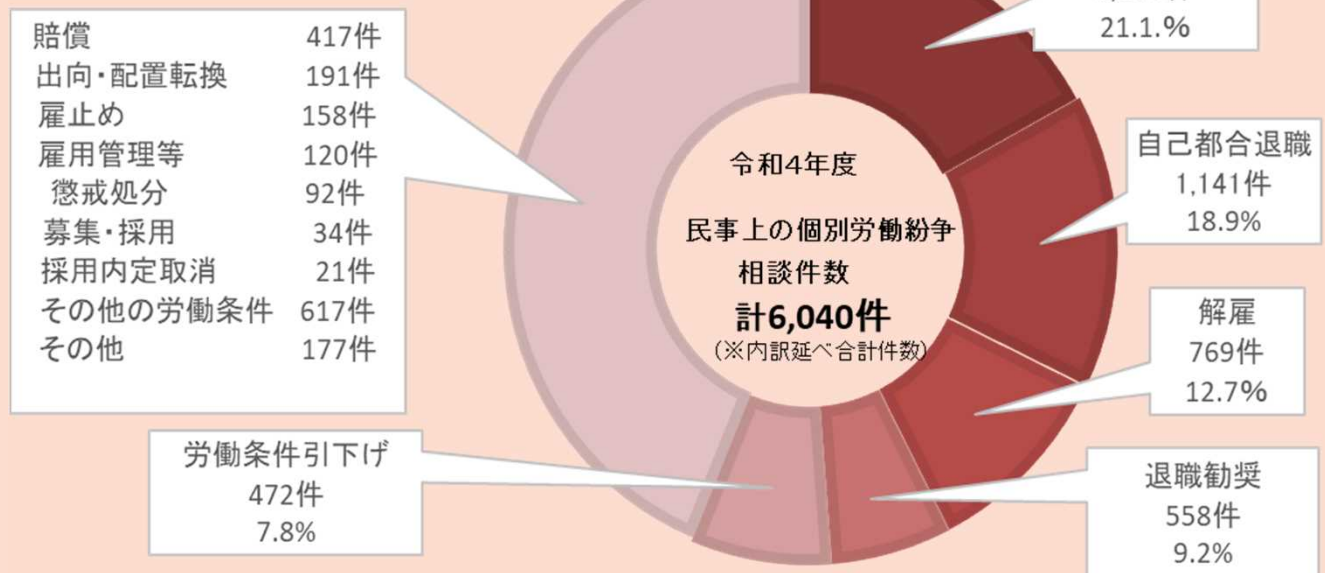
(イ) 総合労働相談員への研修

総合労働相談員への研修を6月9日に実施し、事例研究、ロールプレイングを行うなど資質向上を図っている。

(ウ) 関係機関との連携

個別労働関係紛争解決制度等を有する関係機関との連携を図るため、「労働相談・個別労働紛争解決制度関係連絡協議会」を9月5日に実施した。

ほか 計1,827件



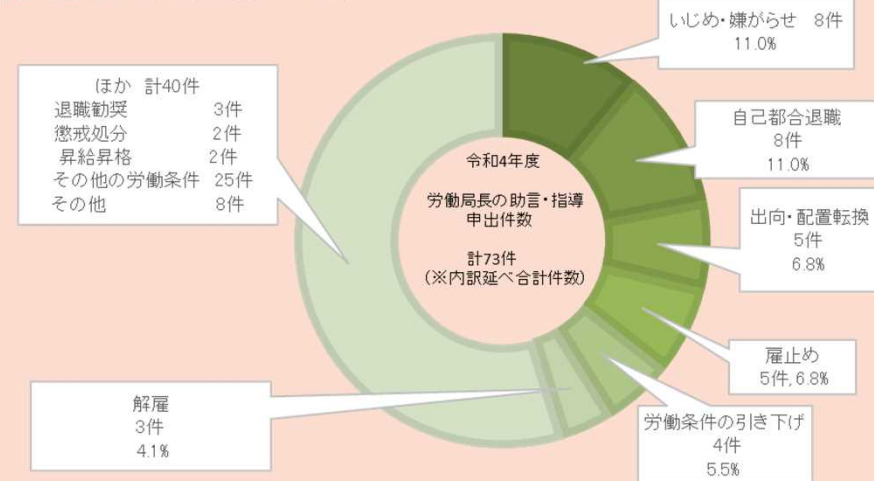
労働行政の重点施策

- 3 雇用環境・均等担当部署の重点施策
- (2) 個別労働関係紛争解決促進法に基づく効果的な助言・指導及びあっせんの実施

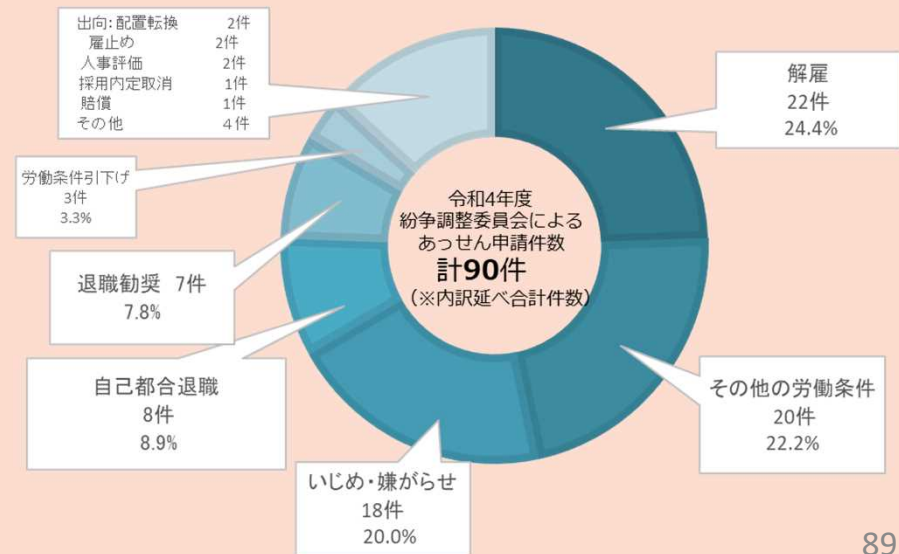
・ 個別労働紛争解決援助制度】

総合労働相談コーナーに寄せられた個別労働紛争関係の相談については、相談内容に応じて、助言・指導及びあっせん制度を説明し、迅速に対応している。

○ 令和4年度助言・指導申出件数 63件



○ 令和4年度あっせん申請件数 65件



労働行政の重点施策

3 雇用環境・均等担当部署の重点施策

- (3) 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法、労働施策総合推進法関係の紛争解決の援助

- 雇用環境・均等室に寄せられる相談に対し、問題の把握を十分に行い、労使間でトラブルが生じている場合は、当事者の意見を尊重しつつ、助言・指導、調停などの紛争解決援助の迅速・簡便な実施を図り、円満な解決を支援するための必要な対応を行っている。

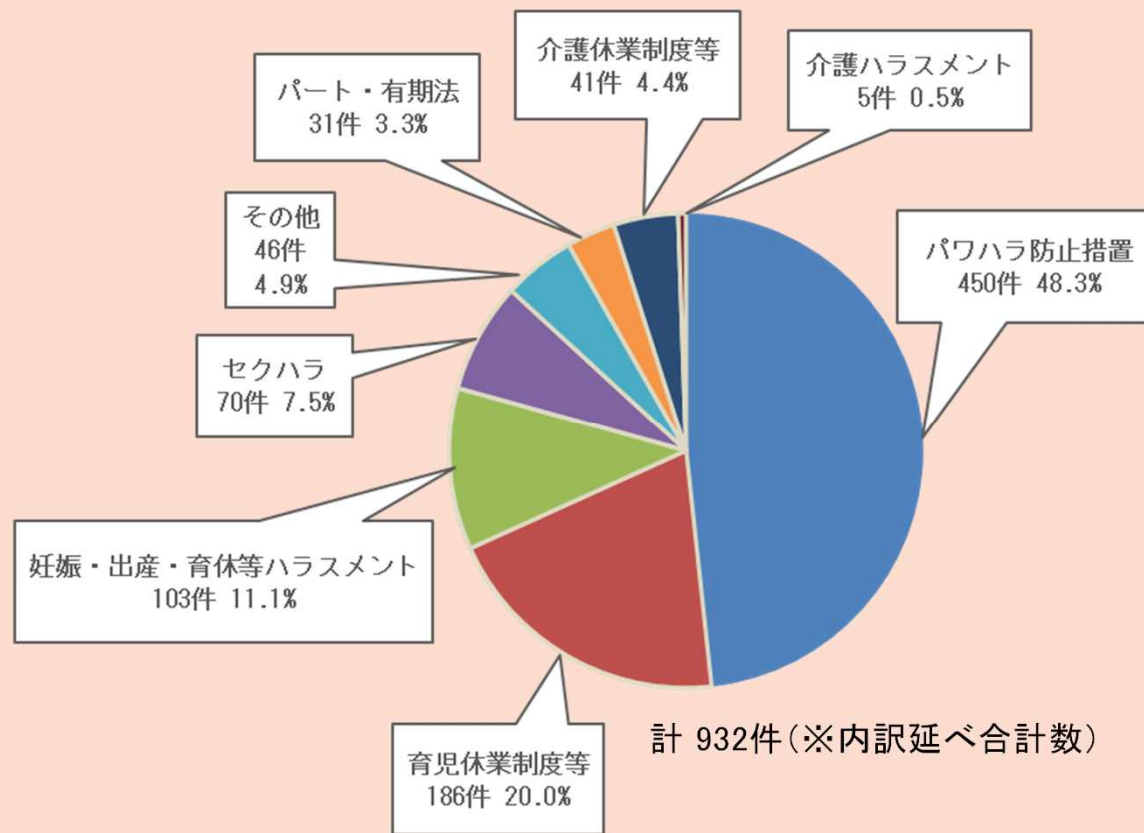
○ 紛争解決援助

紛争解決援助件数 3件(令和6年1月末現在) うち妊娠等を理由とする不利益取扱い2件、母性健康管理措置1件

調停申請件数 7件 (令和6年1月末現在) うちパワハラ4件、セクハラ3件

【参考】

令和5年度上半期 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法、労働施策総合推進法相談件数



労働行政の重点施策

4 労働保険適用徴収担当部署の重点施策

(1) 労働保険の未手続事業一掃対策の推進

- ・ 労働保険制度の健全な運営、費用負担の公平性の確保等の観点から、関係行政機関、労働保険加入促進業務受託機関である全国労働保険事務組合連合会福島支部と連携して労働保険未手続事業の把握に努め、加入勧奨・手続き指導による成立の促進を図った。
- ・ 未手続事業解消のため、労働局ホームページへの掲載、署所窓口でのパンフレット等の随時配布のほか、県内の保健所及び年金事務所における許認可申請・更新時等の講習会や健康保険・厚生年金新規適用手続きの際に、労働保険に係るパンフレット等の配布を依頼するなど、周知広報活動を推進した。
- ・ 今年度の未手続事業一掃対策の推進に係る年間目標及び実績は、次のとおりである（令和6年1月末現在）。

	局			受託者		
	目標	結果	達成率	目標	結果	達成率
訪問による加入勧奨・手続き指導	150	54	36.0%	910	263	28.9%
加入勧奨後成立	70	40	57.1%	560	217	38.8%
新規未手続把握	130	95	73.1%	-	-	-
職権成立	5	0	0%	-	-	-

労働行政の重点施策

4 労働保険適用徴収担当部署の重点施策

(2)労働保険料等の適正徴収等

- ・ 滞納事業場ごとに滞納額及び時効の時期等を盛り込んだ管理表を作成し、管理者を含めた随時開催の滞納事案検討会において協議した滞納整理方針に基づき、滞納額の縮減に取り組んだ。
- ・ 滞納事業場については、時期を逃さず架電や文書による納付督促を行い、それらの納付督促に一度も反応が無い等、個別の事情がある場合には、適宜臨戸訪問を実施し実態把握に努めた。
- ・ 過年度の滞納金については、時効による消滅防止のため債務承認書を徴すとともに、適切な納付となるよう納付計画書を提出させ、定期的に計画の履行状況を確認しながら、滞納額の着実な縮減に取り組んだ。
- ・ 納付資力がありながら納付を怠る滞納事業場については、預貯金等の差押えを実施している。納付資力がない滞納事業場については、執行停止等の妥当性を検討したうえで、適切に実施した。

○前年度との比較(令和6年1月末現在)

	令和5年度	令和4年度	前年度比
保険料徴収決定額	450億6862万円	361億1565万円	89億5297万円
保険料収納額	335億5919万円	269億4031万円	66億1888万円
保険料収納率	74.46%	74.59%	△0.13 ^{ポイント}
全国平均収納率	74.17%	73.96%	0.21 ^{ポイント}

労働行政の重点施策

4 労働保険適用徴収担当部署の重点施策

(3) 電子申請の更なる利用促進

- 令和2年4月から、資本金、出資金等の額が1億円を超える等の特定の法人について、労働保険年度更新申告の電子申請が義務化されていることから、年度更新申告書送付の際に周知用リーフレットを同封したほか、労働局ホームページへの掲載、署所窓口でのリーフレット配布、ポスター掲示等により周知広報を行った。
- 5月の電子申請周知月間においては、福島県社会保険労務士会及び全国労働保険事務組合連合会福島支部に文書を送付し、会員事業場への更なる利用勧奨を依頼するなど、周知広報活動を推進した。
- 年度更新申告期間の開始前(5月)においては、電子申請義務化対象事業場のうち前年度に電子申請を行っていなかった176事業場に対して電子申請手続きに係る案内文を送付した。また、自治体の行う144事業に対しても電子申請手続きに係る案内文を送付し、電子申請の利用促進に取り組んだ。
- 年度更新申告期間(6～7月)においては、次年度以降の電子申請利用につながるよう、労働局内に「電子申請体験コーナー」を設置し、年度更新申告に来庁した事業主等に対し、電子申請利用促進相談員を活用して電子申請の操作を体験させ利用促進を図った。
- 上記取り組みによる効果もあり、令和5年8月31日現在の労働保険事務組合委託事業を除く年度更新対象事業場26,503件のうち、電子申請件数は4,404件で、電子申請率は16.6%となり、昨年度の電子申請率16.6%から1.9ポイントの向上が見られた。

	令和5年度	令和4年度	前年度比
電子申請利用件数	4,404件	3,907件	+497件
電子申請利用率	16.6%	14.7%	+1.9ポイント